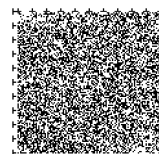


第5次杉戸町障がい者福祉計画
第5期杉戸町障がい福祉計画
第1期杉戸町障がい児福祉計画

平成30年3月

杉 戸 町



はじめに



町では、障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、障害者基本法に基づく「杉戸町障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく「杉戸町障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

一方国では、近年、障がい者施策の見直しを進めてきております。その一環として、障がいのある方が地域で生活できるよう、支援体制の充実を図るため、障害者総合支援法が改正されました。この改正により、平成30年4月からは「就労定着支援」や「自立生活援助」などの新たな障害福祉サービスの提供が開始されます。また、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため児童福祉法が改正され、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられております。

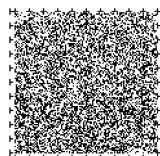
こうした背景を踏まえ、「第4次杉戸町障がい者福祉計画」「第4期杉戸町障がい福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念を継承し、この度、新たな6か年計画として「第5次杉戸町障がい者福祉計画」と、継続的に実施する福祉サービスや新たな事業の将来目標を定めた「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、障害者手帳をお持ちの方へのアンケート調査や障がい者関係団体へのヒアリング調査を実施するとともに、杉戸町障がい者計画推進懇話会において助言をいただくなど、多くの町民の皆様に参加していただきました。

本計画を推進していくためには、町民の皆様をはじめ、地域、ボランティア、事業者、関係機関、団体等が一丸となって連携・協働し、各種施策を推進していくことが大切であると考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり貴重な御意見、御尽力をいただきました杉戸町障がい者計画推進懇話会委員の皆様、またアンケート調査等に御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

杉戸町長 古谷 松雄



目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象者	6
5 計画の管理体制	7
6 計画の推進	8
第2章 障がい者（児）の現状	9
1 総人口・世帯数の推移	9
2 障がい者（児）の現状	10
3 アンケート調査結果概要	17
4 関係団体への調査結果概要	32

第2部 第5次杉戸町障がい者福祉計画

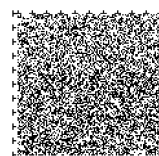
第1章 基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
4 重点的な取組	48
第2章 施策の展開	50
基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくり	50
基本目標2 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実	58
基本目標3 健やかな育ちと学びを支える体制づくり	73
基本目標4 就労支援と社会参加の促進	78
基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり	83

第3部 第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画

第1章 成果目標（数値目標）の設定	91
第2章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策	95

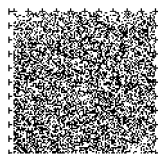
<資料編>

1 計画策定の経過	115
2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱	117
3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員	119
4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程	120
5 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会委員	121



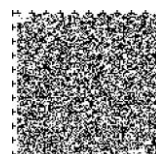
※課名については、平成30年4月1日組織改正による名称を適用しています。

◎本計画書では、年・年度の表記について、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。新元号が施行された後においては、新元号の相当する年に読み換えてくださいますようお願い致します。



第 1 部

総 論



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり”の実現をめざし、平成25年3月に「第4次杉戸町障がい者福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障がい者施策の充実を図ってきました。また、平成27年3月には、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する方策等を定めた「第4期杉戸町障がい福祉計画」を策定し、円滑な実施に努めてきました。

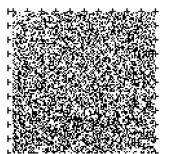
これら2つの計画が平成29年度に計画期間の満了を迎えるため、今回新たに「第5次杉戸町障がい者福祉計画」及び「第5期杉戸町障がい福祉計画」を策定することとしました。加えて、本計画の策定に当たっては、児童福祉法の改正により新たに策定が義務づけられた「障害児福祉計画」についても、「第1期杉戸町障がい児福祉計画」として計画の中に位置づけ、3つの計画を一体的なものとして策定しました。

国の動向

国では、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備をはじめとする障がい者施策の集中的な改革を進めてきました。この流れの中で、平成23年7月には、障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法」の抜本的な改正が行われ、①障がい者の基本的人権、②障がい者の定義として「社会的障壁」により障がいが生み出されること、③社会的障壁の除去に当たって「必要かつ合理的な配慮」がされなければならないこと、④「合理的配慮」を行わないことは差別に当たること等が明記されました。

また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

さらに、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国、地方公共団体及び事業者を対象として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たること等が明記されました。



また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」（一部は平成 30 年 4 月施行）も施行されています。

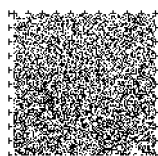
その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられました。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障害福祉の報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

埼玉県動向

埼玉県では、障がい者施策推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標を明らかにした「第 4 期埼玉県障害者支援計画」を平成 27 年 3 月に策定し、障がい者施策の総合的な推進を図っています。この計画は、県の総合計画である埼玉県 5 か年計画の分野別計画として位置付けられ、「地域保健医療計画」、「地域福祉支援計画」、「高齢者支援計画」、「子育て応援行動計画」など、関連する県計画との整合が図られた計画となっています。

平成 30 年 4 月からは新たな県計画がスタートするため、町計画の策定にあたっては、県計画の策定状況や、県の実施する関連施策・事業等についても注視しつつ、検討を進めました。



2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

「障がい者福祉計画」……………「障害者基本法」に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める
中長期の計画

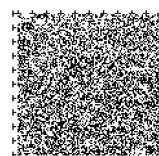
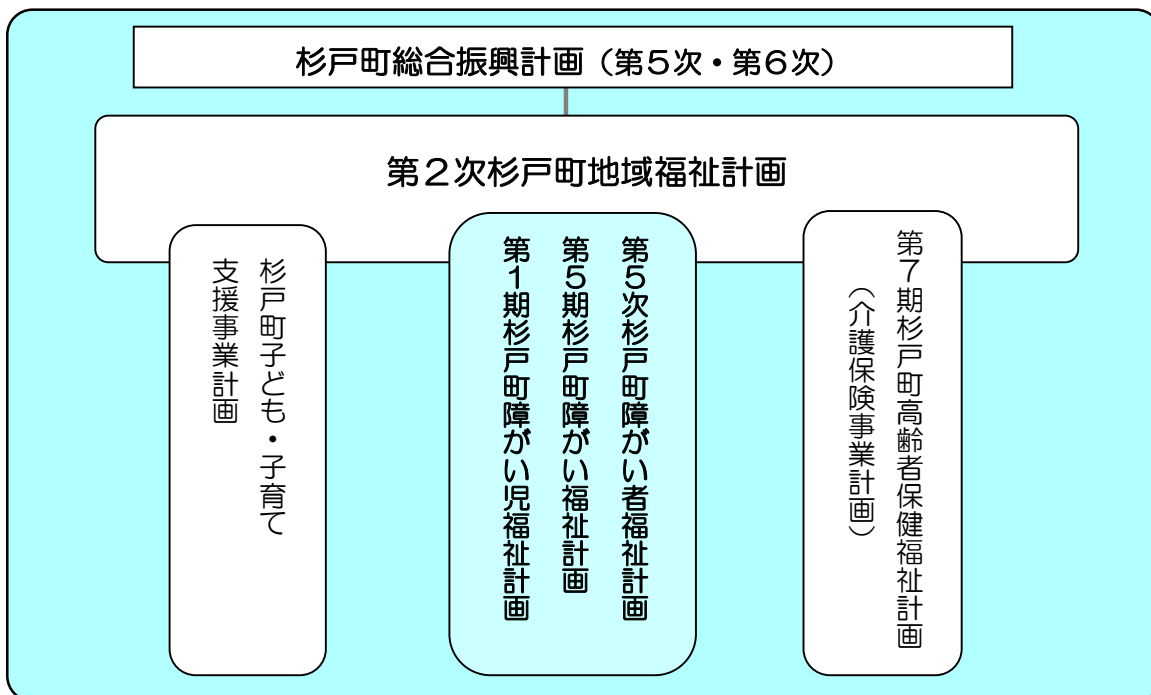
「障がい福祉計画」……………「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制
づくりや、その確保のための方策等を定める計画

「障がい児福祉計画」……………「児童福祉法」に基づく障害児通所支援等の提供体制の確保や、その他障害児通
所支援等の円滑な実施等について定める計画

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び埼玉県が策定した上位計画・関連計画、杉戸町が策定した各種関連計画との整合・連携を図ります。また、町の最上位計画である「杉戸町総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

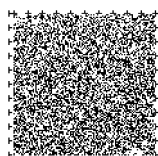
本計画では、「第5次杉戸町障がい者福祉計画」については、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度の6年間、「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画」については、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間をそれぞれの計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより必要に応じて見直しを行います。

H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
第5次杉戸町総合振興計画 (平成23～32年度)								次期計画		
第4次杉戸町障がい者福祉計画					第5次杉戸町障がい者福祉計画 (平成30～35年度)					
第3期杉戸町障がい福祉計画		第4期杉戸町障がい福祉計画			第5期杉戸町障がい福祉計画 (平成30～32年度)			第6期杉戸町障がい福祉計画		
					第1期杉戸町障がい児福祉計画 (平成30～32年度)			第2期杉戸町障がい児福祉計画		

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）に加えて、難病（国の指定する指定難病医療給付対象者）の方です。



5 計画の管理体制

(1) 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、保育、就労、防災、まちづくりなど広範囲にわたっています。そのため、効果的かつ効率的な障がい者施策を展開していくために、財政状況を考慮しながら、関係各課が緊密な連携を図り、全庁が一体となって取り組みます。

また、本計画の推進にあたっては、関係各課で施策や事業の推進状況の点検・評価を行うとともに、その評価結果などを公表します。

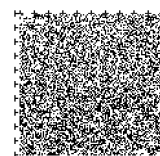
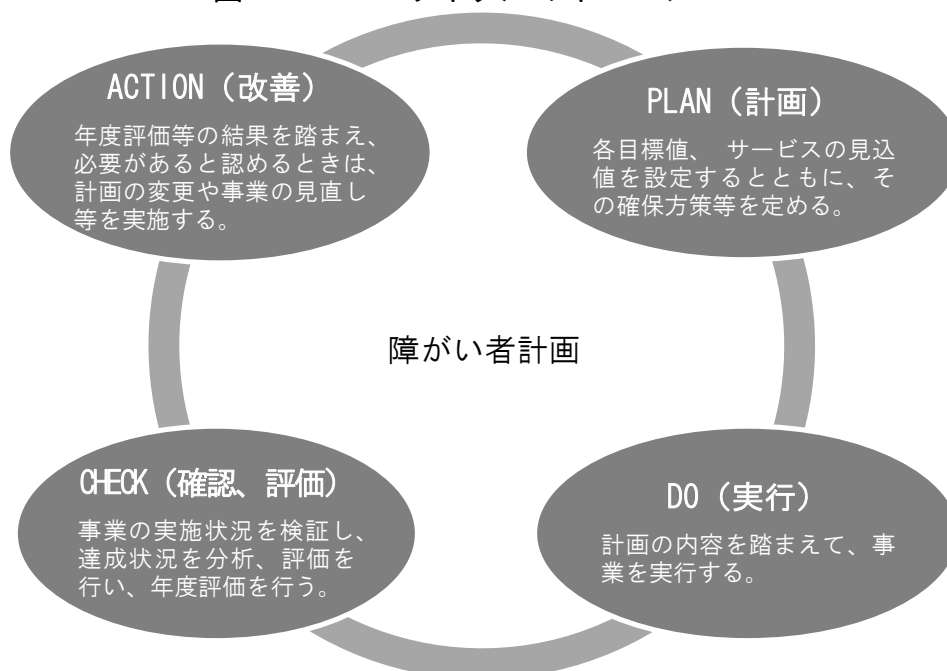
(2) PDCA サイクルによる点検・評価

本計画を着実に推進するために、住民や福祉関係団体の代表者などで構成する「杉戸町障がい者計画推進懇話会」を設置し、計画の点検・評価を行うとともに、効果的な計画の進行管理を行います。

また、社会経済状況の変化や国の制度改正、埼玉県の動向等を踏まえて、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

さらに、本計画の推進には地域全体の関わりが必要となるため、当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設け、計画推進上の課題や問題点の把握に努めるとともに、必要に応じて改善を図っていきます。

図 PDCAサイクルのイメージ



6 計画の推進

(1) 協働と連携

本計画を推進していくためには、障がいのある人・支援者・行政の協働が欠かせず、計画の目標や方向性、取組について共通の理解をもつことが必要です。

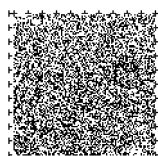
このため、住民や地域、ボランティア、事業者、関係機関・団体等と行政との連携を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

(2) 行財政の効率的運用

少子高齢化の進行や人口減少、社会経済情勢の変化等により、障がいのある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、今後増大・多様化すると予測される福祉サービスの需要に的確に対応するため、行財政改革に取り組みながら、より効率的・効果的な事業展開を図ります。

また、法律の変更や制度の見直しなど、国や埼玉県の動向を的確に見極めながら、障害福祉サービス事業運営の適正化を図り、計画を推進します。



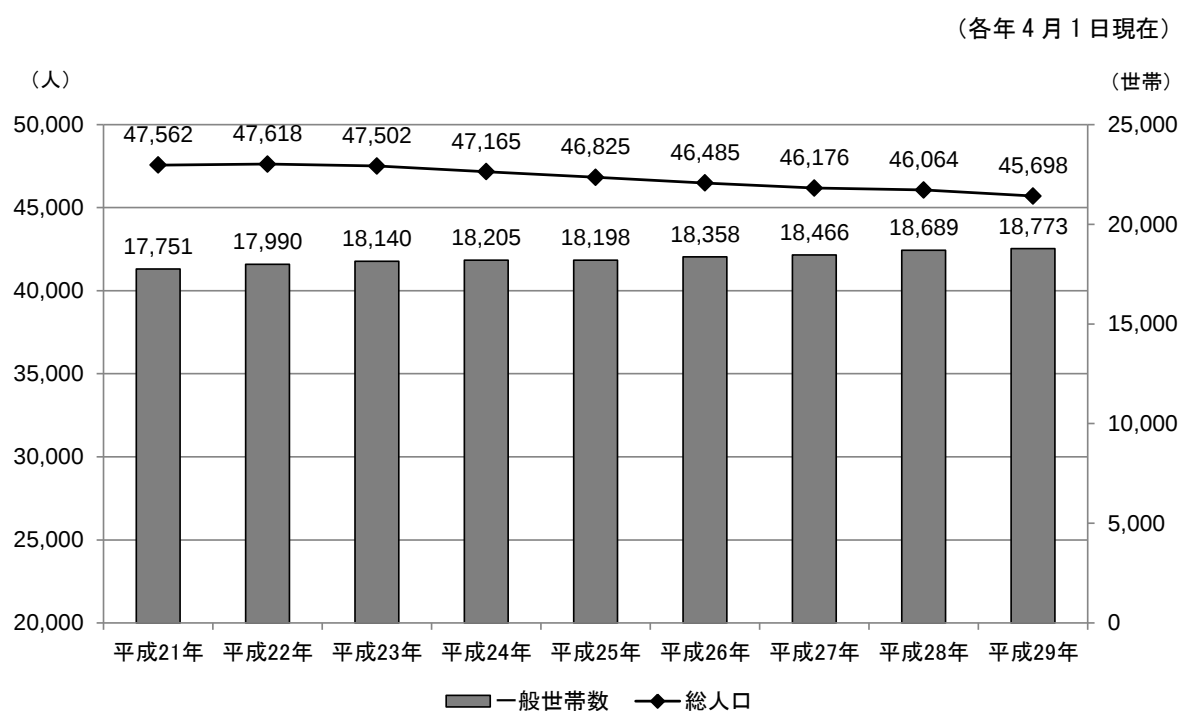
第2章 障がい者(児)の現状

1 総人口・世帯数の推移

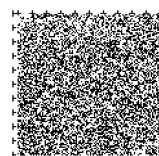
(1) 総人口・世帯数

杉戸町の総人口は、平成 23 年以降減少しており、平成 29 年は 45,698 人となっています。

一方、世帯数は、平成 21 年以降増加しており、平成 29 年は 18,773 世帯となっています。



資料：杉戸町（丁）字別人口調査



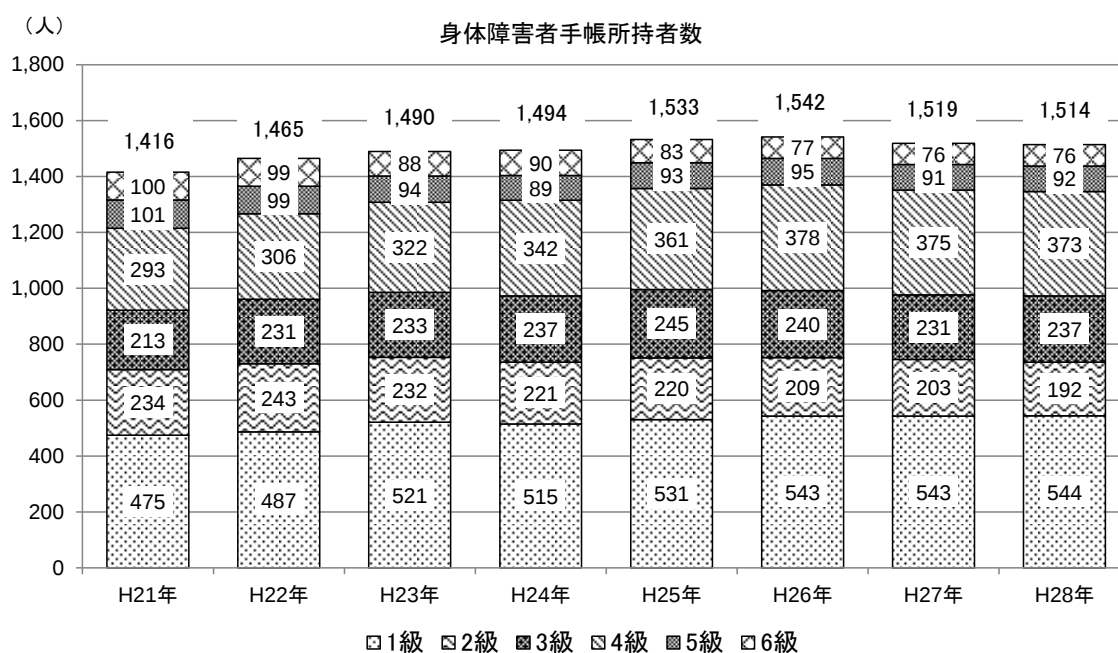
2 障がい者（児）の現状

（１）障がいの等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は、平成 26 年度までは増加していましたが、平成 27 年度に減少に転じ、平成 28 年度末は 1,514 人、人口に占める割合は 3.3% となっています。

手帳の等級については、いずれの年も 1 級と 2 級を合わせた数が約 5 割を占めています。

また、平成 21 年度から平成 28 年度までの所持者数合計の伸び率は 6.9%（98 人）となっています。

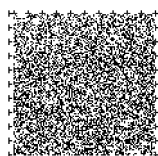


等級別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人 各年度末現在）

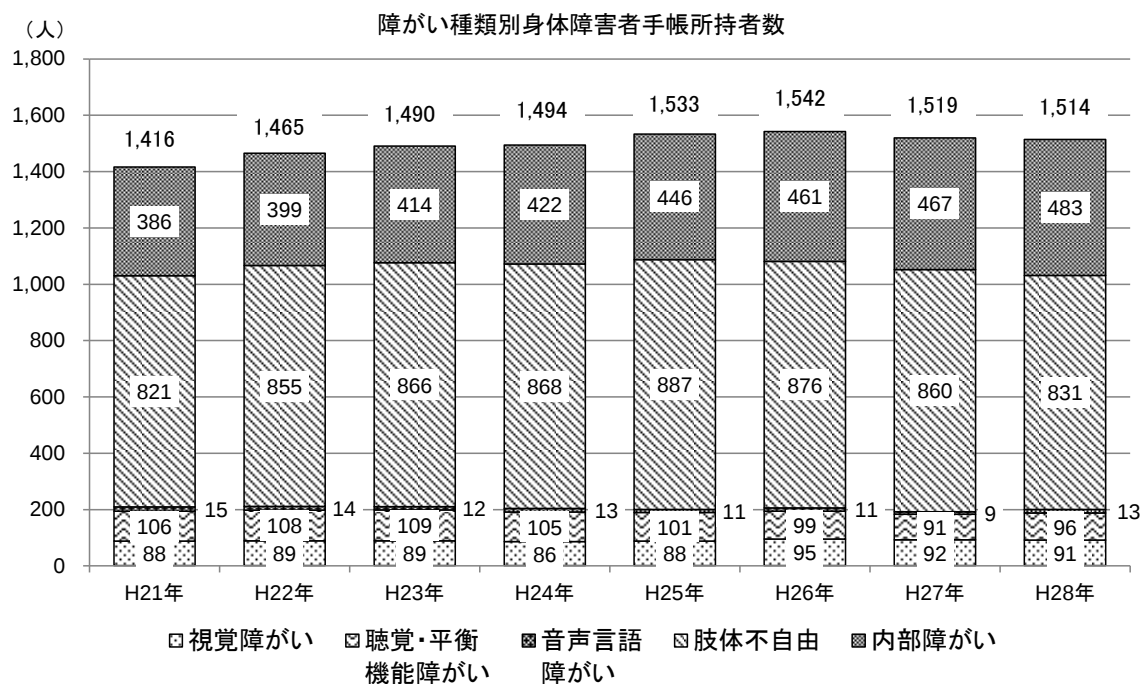
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
合計	1,416 100.0%	1,465 100.0%	1,490 100.0%	1,494 100.0%	1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	6.9%
等級	1級	475 33.5%	487 33.2%	521 35.0%	515 34.5%	531 34.6%	543 35.2%	544 35.7%	14.5%
	2級	234 16.5%	243 16.6%	232 15.6%	221 14.8%	220 14.4%	209 13.6%	203 13.4%	△17.9%
	3級	213 15.0%	231 15.8%	233 15.6%	237 15.9%	245 16.0%	240 15.6%	231 15.2%	11.3%
	4級	293 20.7%	306 20.9%	322 21.6%	342 22.9%	361 23.5%	378 24.5%	375 24.7%	27.3%
	5級	101 7.1%	99 6.8%	94 6.3%	89 6.0%	93 6.1%	95 6.2%	91 6.0%	△8.9%
	6級	100 7.1%	99 6.8%	88 5.9%	90 6.0%	83 5.4%	77 5.0%	76 5.0%	△24.0%

資料：福祉課



(2) 障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、いずれの年も肢体不自由が最も多くなっています。内部障がいの増加については、平成21年度末現在と比べると7年間で25.1%（97人）の増加となっています。

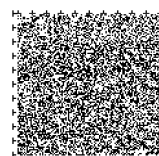


障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

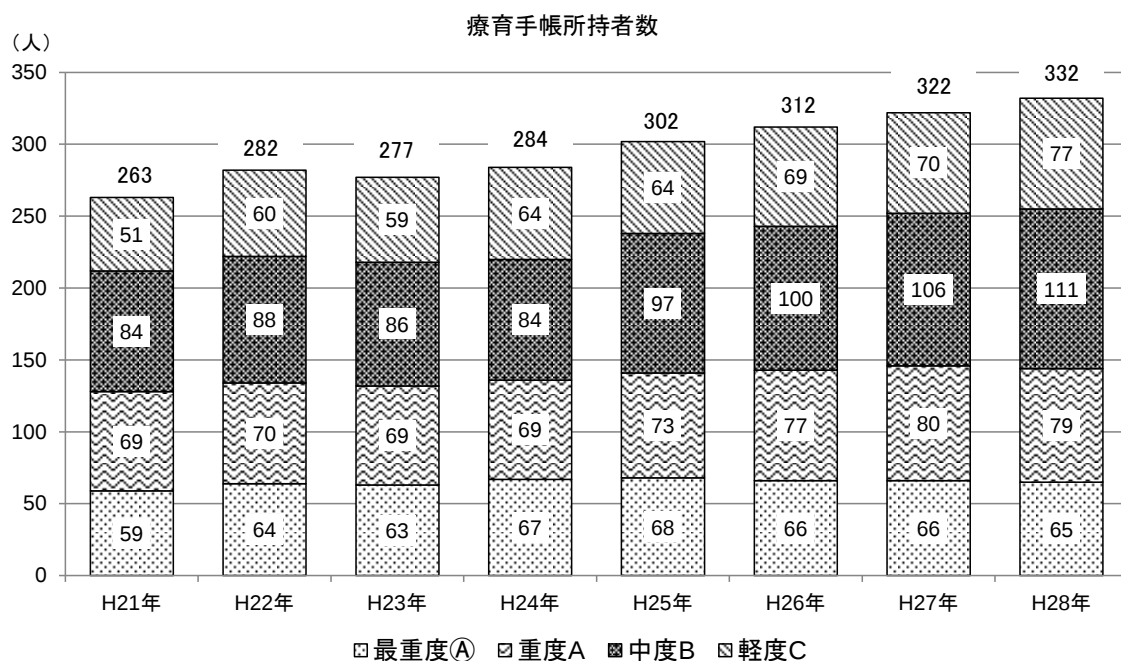
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
合計	1,416 100.0%	1,465 100.0%	1,490 100.0%	1,494 100.0%	1,533 100.0%	1,542 100.0%	1,519 100.0%	1,514 100.0%	6.9%
障がいの種類	視覚障がい 6.2%	89 6.1%	89 6.0%	86 5.8%	88 5.7%	95 6.2%	92 6.1%	91 6.0%	3.4%
	聴覚・平衡機能障がい 7.5%	108 7.4%	109 7.3%	105 7.0%	101 6.6%	99 6.4%	91 6.0%	96 6.3%	△9.4%
	音声言語障がい 1.1%	14 1.0%	12 0.8%	13 0.9%	11 0.7%	11 0.7%	9 0.6%	13 0.9%	△13.3%
	肢体不自由 58.0%	855 58.4%	866 58.1%	868 58.1%	887 57.9%	876 56.8%	860 56.6%	831 54.9%	1.2%
	内部障がい 27.3%	399 27.2%	414 27.8%	422 28.2%	446 29.1%	461 29.9%	467 30.7%	483 31.9%	25.1%

資料：福祉課



(3) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者は、増加傾向が続き、平成 28 年度末では 332 人となっています。そのなかでも軽度Cの方の増加が著しく、平成 21 年度末現在と比べると 7 年間で 51.0%（26 人）の増加となっています。

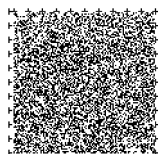


療育手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

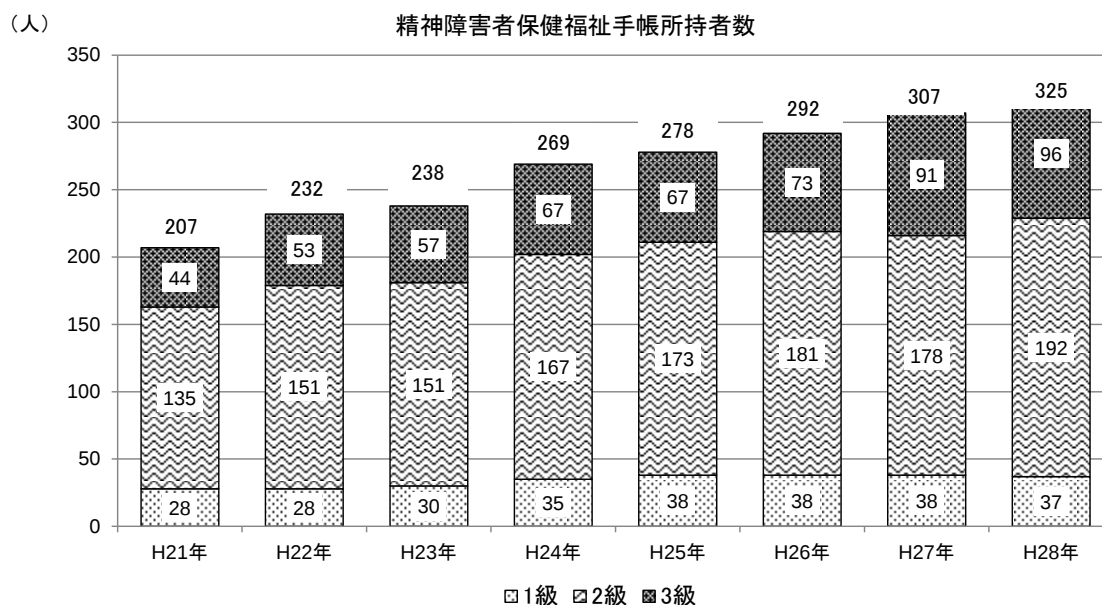
		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
合計		263 100.0%	282 100.0%	277 100.0%	284 100.0%	302 100.0%	312 100.0%	322 100.0%	332 100.0%	26.2%
等級	最重度 A	59 22.4%	64 22.7%	63 22.7%	67 23.6%	68 22.5%	66 21.2%	66 20.5%	65 19.6%	10.2%
	重度 A	69 26.2%	70 24.8%	69 24.9%	69 24.3%	73 24.2%	77 24.7%	80 24.8%	79 23.8%	14.5%
	中度 B	84 31.9%	88 31.2%	86 31.0%	84 29.6%	97 32.1%	100 32.1%	106 32.9%	111 33.4%	32.1%
	軽度 C	51 19.4%	60 21.3%	59 21.3%	64 22.5%	64 21.2%	69 22.1%	70 21.7%	77 23.2%	51.0%

資料：福祉課



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者についても、近年増加傾向となっており、平成21年度末現在と比べると7年間で伸び率は57.0%（118人）の増加となっています。また、等級別の所持者数では一貫して2級が多くなっていますが、等級別の伸び率でみると、3級の方が7年間で118.2%（52人増）と高くなっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
合計		207 100.0%	232 100.0%	238 100.0%	269 100.0%	278 100.0%	292 100.0%	307 100.0%	325 100.0%	57.0%
等級	1級	28 13.5%	28 12.1%	30 12.6%	35 13.0%	38 13.7%	38 13.0%	38 12.4%	37 11.4%	32.1%
	2級	135 65.2%	151 65.1%	151 63.4%	167 62.1%	173 62.2%	181 62.0%	178 58.0%	192 59.1%	42.2%
	3級	44 21.3%	53 22.8%	57 23.9%	67 24.9%	67 24.1%	73 25.0%	91 29.6%	96 29.5%	118.2%

資料：福祉課

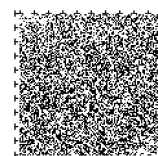
(5) 精神通院医療費公費負担受給者数

精神通院医療費公費負担受給者数については、年々増加しています。

(単位：人 各年度末現在)

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
受給者数	466	480	483	510	514	534	542	594	27.5%

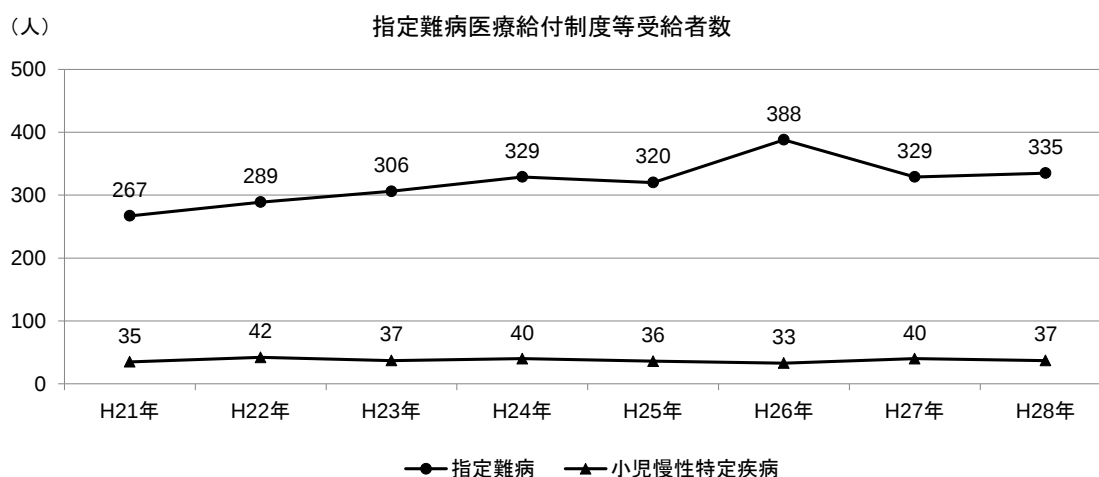
資料：福祉課



(6) 指定難病医療給付制度等受給者数

指定難病医療給付制度の受給者数は、平成 26 年度に過去最高の人数となり、その後いったん減少しましたが、直近 2 年間では横ばいの状況です。平成 21 年度末現在と比べると、7 年間で 25.5%（68 人）の増加となっています。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数については、過去 7 年間では概ね 40 人前後と横ばいの状況です。

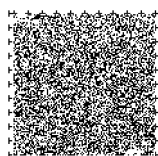


指定難病医療給付制度等受給者数の推移

(単位：人 各年度末現在)

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	伸び率 H21→H28
指定難病	267	289	306	329	320	388	329	335	25.5%
小児慢性特定疾病	35	42	37	40	36	33	40	37	5.7%

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)



■疾患別指定難病医療給付受給者数

(単位：人 平成 28 年度末現在)

No.	疾患名	人数	No.	疾患名	人数
1	筋萎縮性側索硬化症	3	28	再生不良性貧血	6
2	進行性核上性麻痺	3	29	自己免疫性溶血性貧血	1
3	パーキンソン病	42	30	特発性血小板減少性紫斑病	7
4	ハンチントン病	1	31	原発性免疫不全症候群	2
5	重症筋無力症	10	32	IgA腎症	3
6	多発性硬化症/視神経脊髄炎	8	33	多発性嚢胞腎	2
7	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	2	34	黄色靱帯骨化症	4
8	多系統萎縮症	4	35	後縦靱帯骨化症	12
9	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	9	36	広範脊柱管狭窄症	2
10	もやもや病	4	37	特発性大腿骨頭壊死症	4
11	神経線維腫症	2	38	下垂体性PRL分泌亢進症	1
12	天疱瘡	2	39	下垂体前葉機能低下症	5
13	膿疱性乾癬(汎発型)	2	40	サルコイドーシス	5
14	高安動脈炎	1	41	特発性間質性肺炎	2
15	結節性多発動脈炎	2	42	肺動脈性肺高血圧症	3
16	顕微鏡的多発血管炎	5	43	網膜色素変性症	7
17	多発血管炎性肉芽腫症	1	44	原発性胆汁性肝硬変	4
18	悪性関節リウマチ	2	45	クローン病	13
19	バージャー病	1	46	潰瘍性大腸炎	71
20	全身性エリテマトーデス	22	47	好酸球性消化管疾患	1
21	皮膚筋炎/多発性筋炎	7	48	大田原症候群	1
22	全身性強皮症	19	49	類天疱瘡(後天性水泡症を含む)	1
23	混合性結合組織病	3	50	強直性脊椎炎	1
24	シェーグレン症候群	2	51	クローンカイト・カナダ症候群	1
25	成人スチル病	1	52	好酸球性副鼻腔炎	1
26	ベーチェット病	6	53	難治性肝炎のうち劇症肝炎	1
27	特発性拡張型心筋症	9	54	原発性慢性骨髓線維症	1

合計	335
----	-----

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)

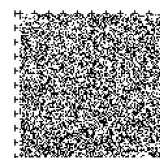
■疾患群別小児慢性特定疾病医療給付受給者数

(単位：人 平成 28 年度末現在)

No.	疾患群	人数
1	悪性新生物	7
2	慢性腎疾患	2
3	慢性呼吸器疾患	1
4	慢性心疾患	6
5	内分泌疾患	11
6	糖尿病	3
7	血液疾患	2
8	神経・筋疾患	2
9	慢性消化器疾患	2
10	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	1

合計	37
----	----

(資料：埼玉県幸手保健所 事業概要)



(7) 発達障がい

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどにより、日常生活または社会生活に困難が生じる障がいのことです。

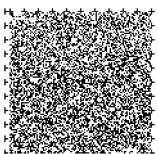
「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 12 月 10 日一部施行されました。これに伴い、障害者自立支援法が一部改正され、発達障がいが障がい者の定義に含まれることが明確化されました。

(8) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいいます。

高次脳機能障がいは障がいの表れ方が複雑であり、その支援に関するニーズも多様であるため、地域の関係機関が連携して支援する体制の整備が求められています。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 12 月 10 日一部施行されました。これに伴う厚生労働省の通知により、高次脳機能障がいが精神障がいに含まれることが明確化されました。



3 アンケート調査結果概要

(1) 調査対象者

町内在住の障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方 2,011人

(2) 調査方法と回収状況

調査方法：郵送によるアンケート調査

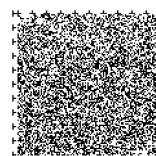
調査期間：平成 29 年 7 月 30 日（月）～8 月 18 日（金）

【回収状況】

発送数	回収数	回収率
2,011 件	1,059 件	52.7%

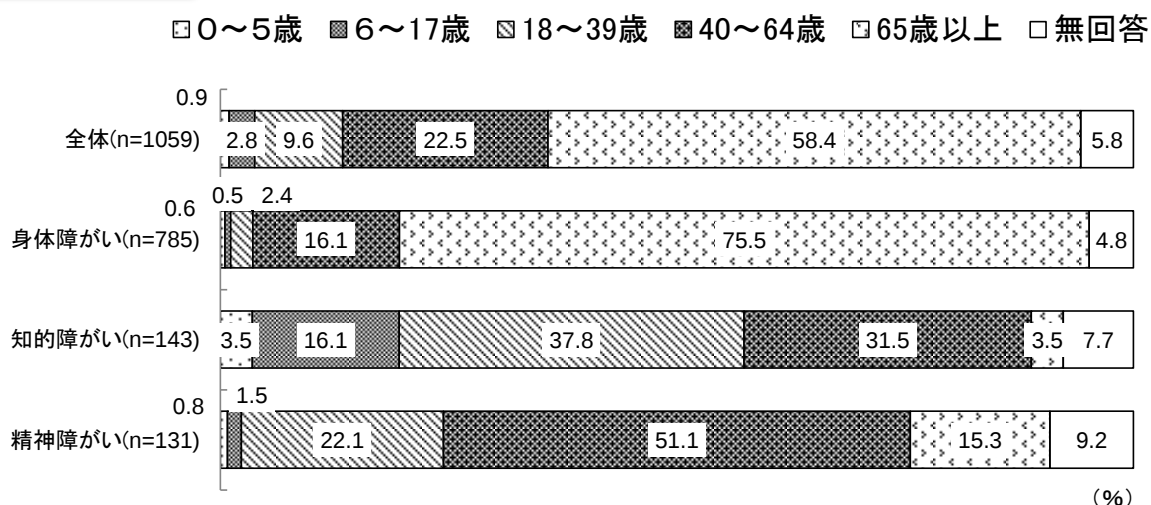
(3) 調査内容

- ①調査対象者本人の状況について
- ②介助や支援の状況について
- ③今後の暮らしかたなどについて
- ④外出や日中活動などについて
- ⑤就労について
- ⑥障がい福祉サービスについて
- ⑦災害時の避難について
- ⑧相談、権利擁護などについて
- ⑨今後の福祉のまちづくりについて



(4) 調査結果の概要

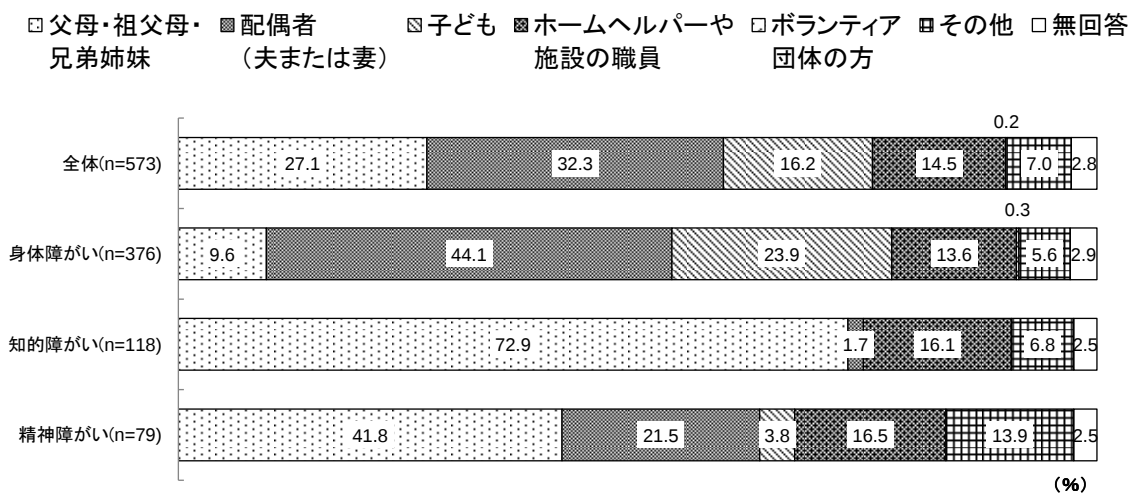
本人の年齢



全体では「65歳以上」が58.4%と最も多く、次いで「40～64歳」が22.5%、「18～39歳」が9.6%などとなっています。

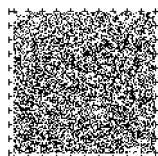
障がい別にみると、身体障がいでは「65歳以上」が圧倒的に多く、精神障がいでは「40～64歳」が特に多くなっています。知的障がいでは「18～39歳」が比較的多く、17歳以下の年代も他の障がい種別と比較して多い傾向となっています。

主な介助・介護者



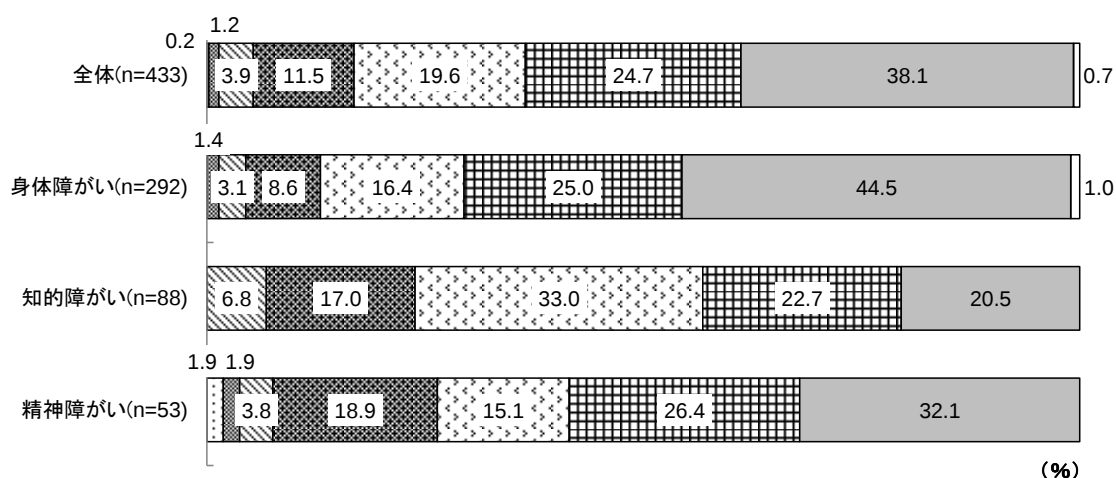
全体では「配偶者（夫または妻）」が32.3%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が27.1%、「子ども」が16.2%などとなっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「配偶者（夫または妻）」、知的障がいと精神障がいでは「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が高くなっています。



主な介助・介護者の年齢

□ 20歳未満 ■ 20歳代 ▨ 30歳代 ▩ 40歳代 □ 50歳代 ▩ 60歳代 ▩ 70歳以上 □ 無回答

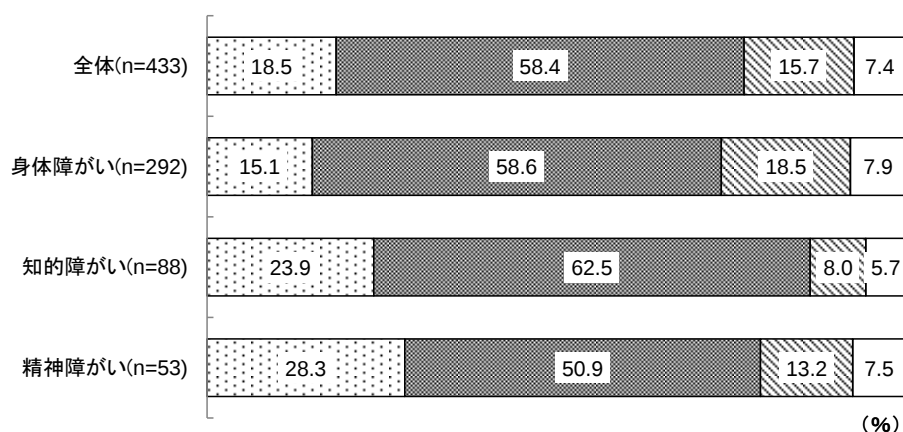


全体では「70歳以上」が38.1%と最も多く、次いで「60歳代」が24.7%、「50歳代」が19.6%などの順となっています。

障がい別にみると、身体障がいでは「70歳以上」、知的障がいでは「50歳代」の割合が特に高くなっています。精神障がいでは「40歳代」の割合が比較的高くなっています。

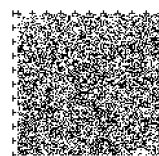
主な介助・介護者の健康状態

□ よい ■ ふつう ▨ よくない □ 無回答



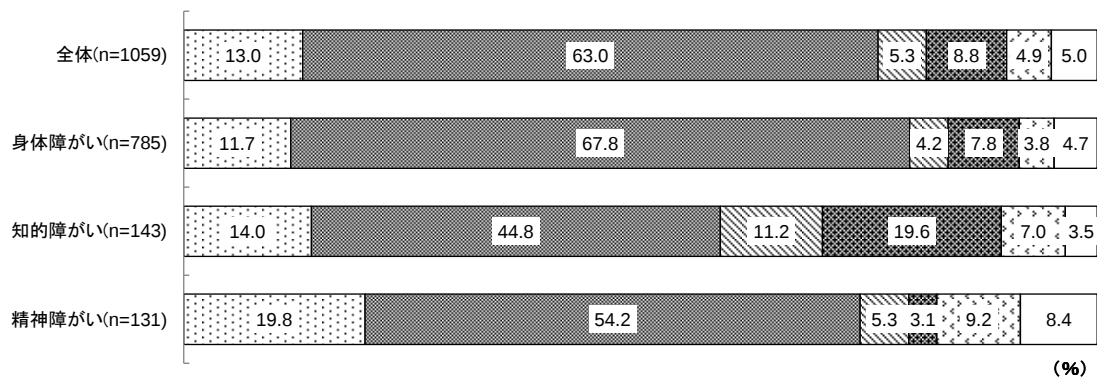
全体では「よい」が18.5%、「ふつう」が58.4%に対し、「よくない」は15.7%となっています。

障がい別にみると、「よくない」の割合が最も高いのは身体障がい、次いで精神障がい、知的障がいの順となっています。



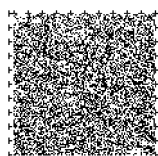
将来希望する暮らし

□ ひとり暮らし ■ 家族と暮らしたい ▨ グループホームなどで仲間と暮らしたい ■ 福祉施設などで仲間と暮らしたい □ その他 □ 無回答

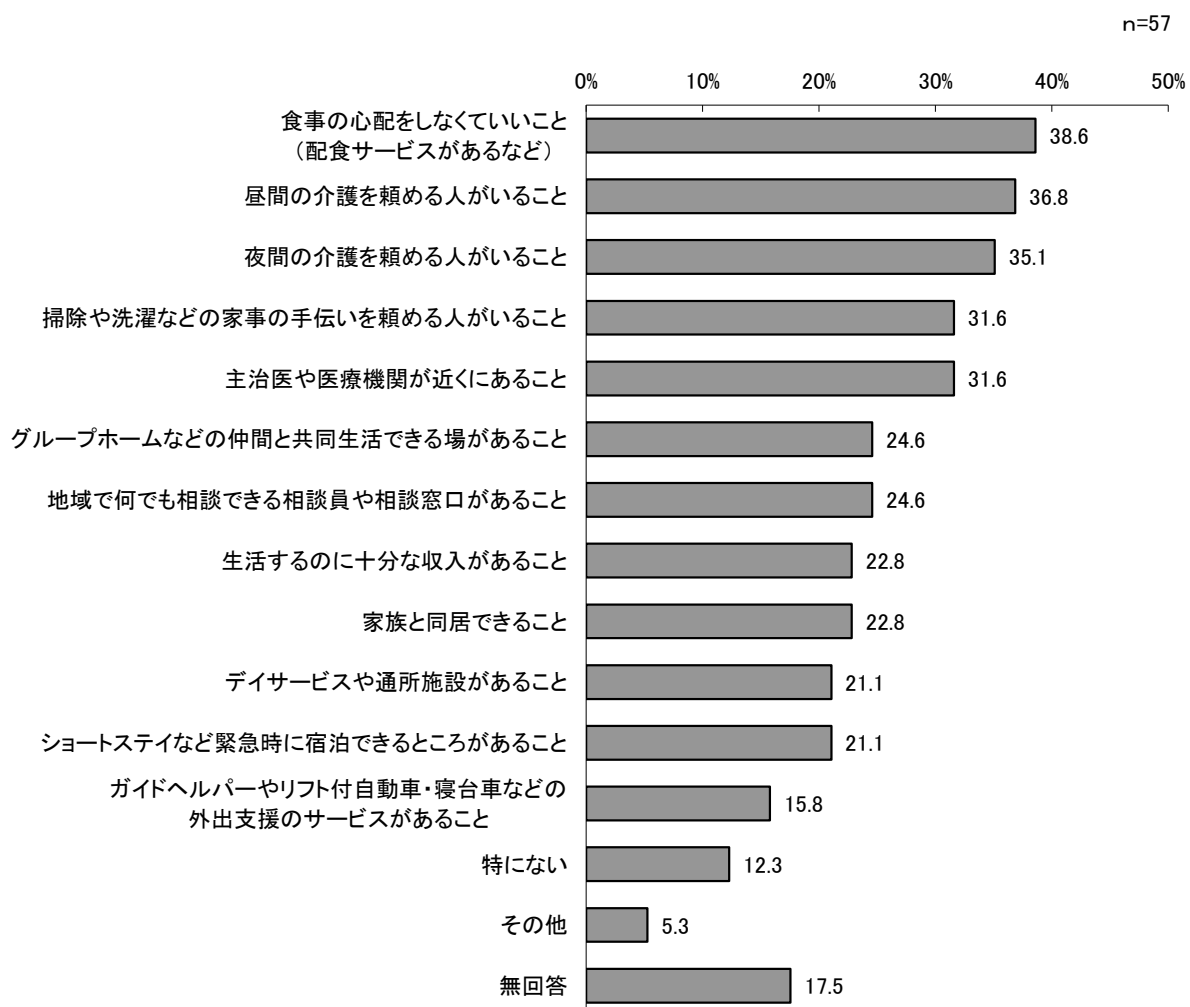


全体では「家族と暮らしたい」が 63.0%と最も多く、次いで「ひとり暮らし」が 13.0%、「福祉施設などで仲間と暮らしたい」が 8.8%などとなっています。

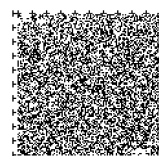
障がい別にみると、知的障がいでは「福祉施設などで仲間と暮らしたい」、「グループホームなどで仲間と暮らしたい」、精神障がいでは「ひとり暮らし」の割合が比較的高くなっています。



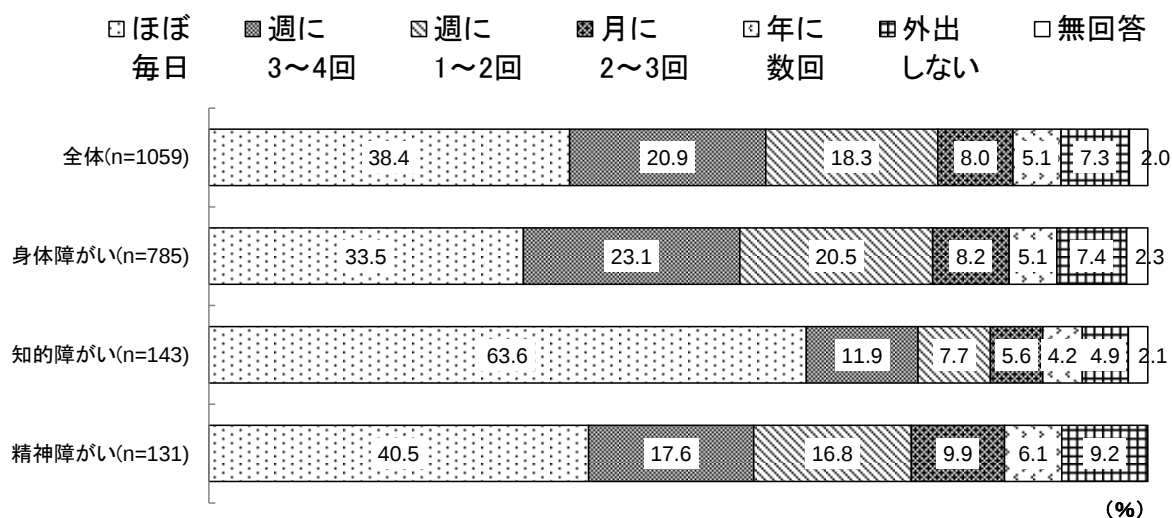
地域生活に移行するための条件



全体では「食事の心配をしなくていいこと(配食サービスがあるなど)」が38.6%と最も多く、次いで「昼間の介護を頼める人がいること」が36.8%、「夜間の介護を頼める人がいること」が35.1%などとなっています。



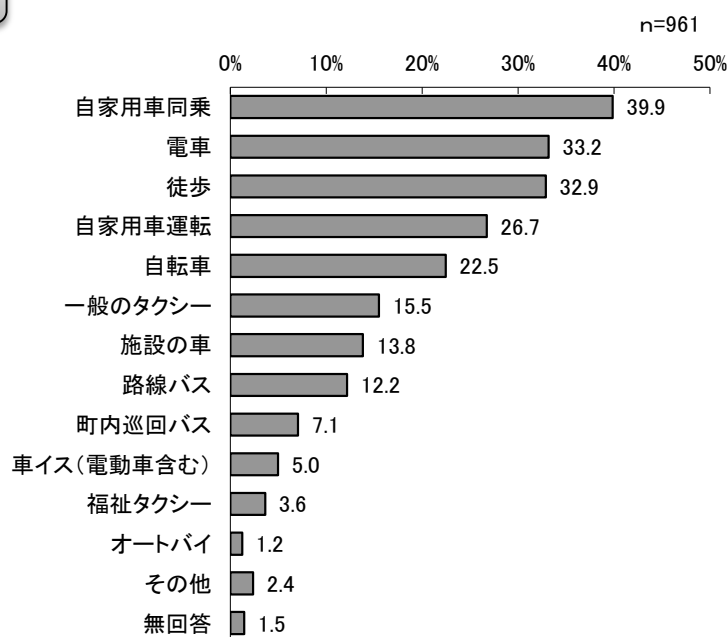
外出の頻度



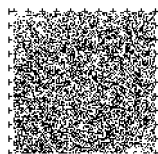
全体では「ほぼ毎日」が38.4%と最も多く、次いで「週に3～4回」が20.9%、「週に1～2回」が18.3%などとなっています。

障がい別にみると、知的障がいでは「ほぼ毎日」の割合が特に高くなっています。

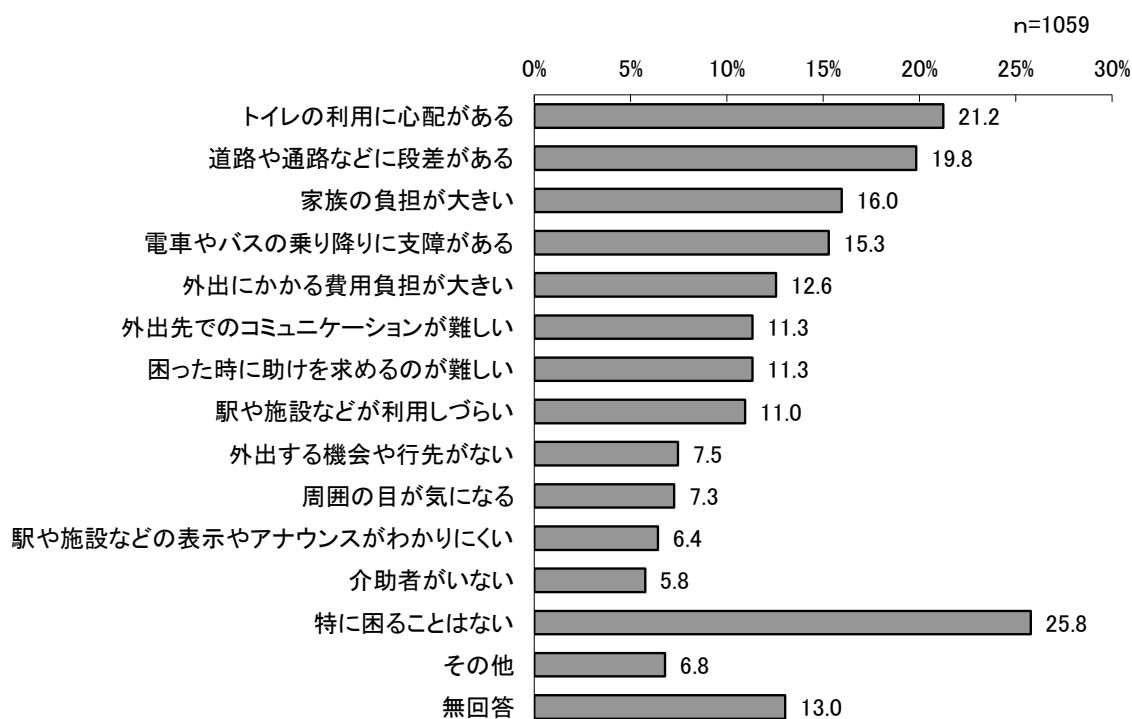
外出時の交通手段



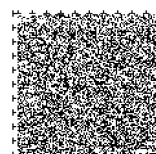
全体では「自家用車同乗」が39.9%と最も多く、次いで「電車」が33.2%、「徒歩」が32.9%などの順となっています。



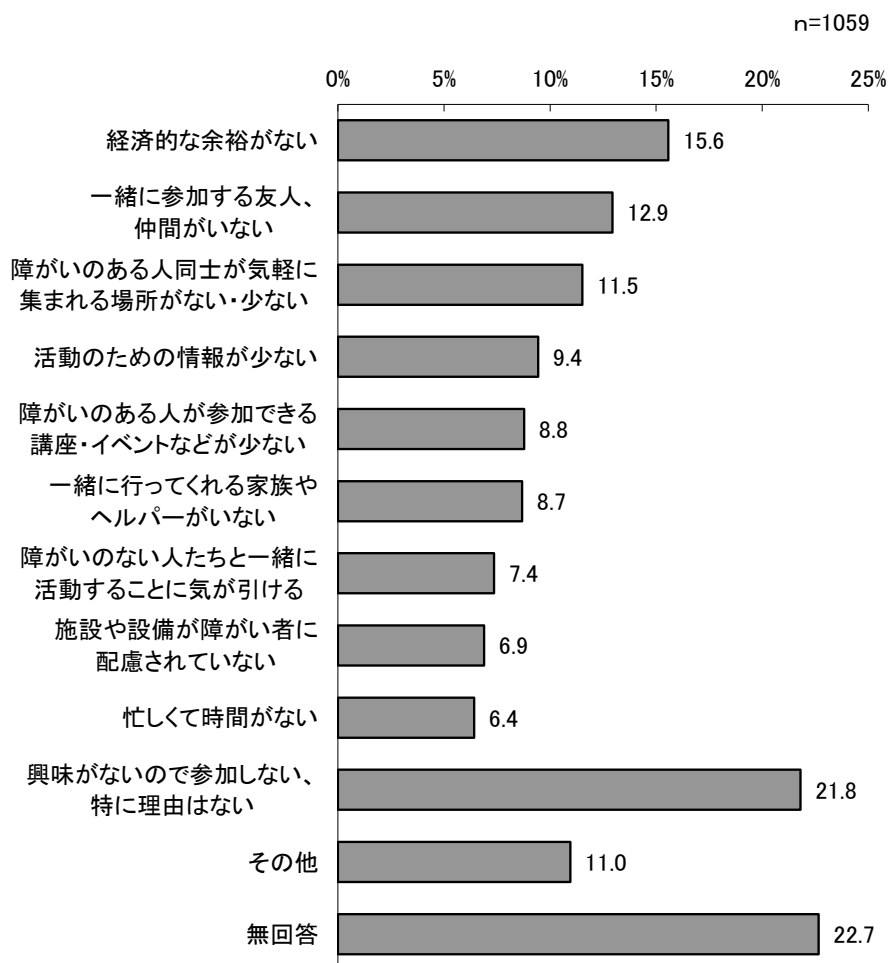
外出に関する困りごと



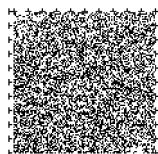
「特に困ることはない」を除くと、全体では「トイレの利用に心配がある」が21.2%、「道路や通路などに段差がある」が19.8%、「家族の負担が大きい」が16.0%などの順となっています。



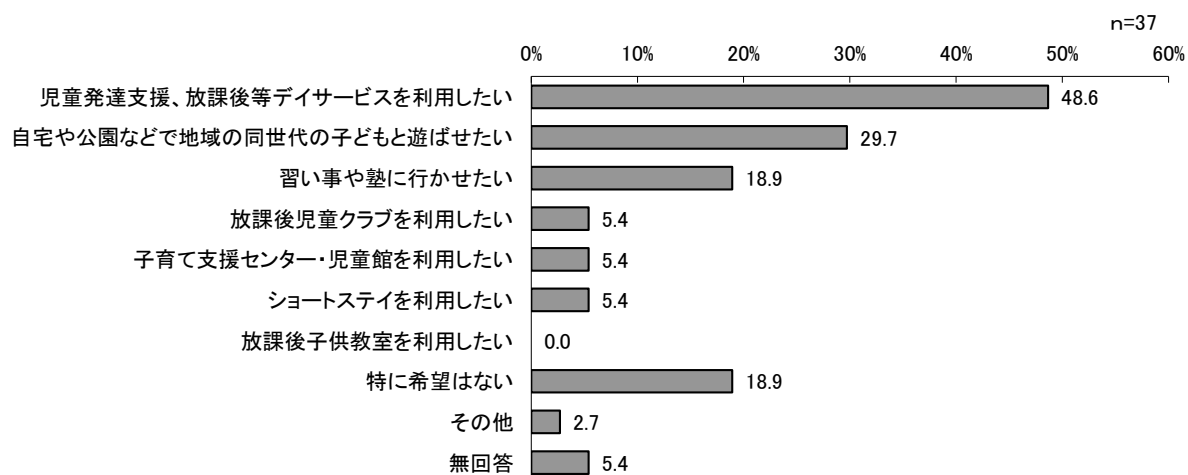
趣味や学習、スポーツなどの活動をする時困ること



「興味がないので参加しない、特に理由はない」を除くと、全体では「経済的な余裕がない」が 15.6%、「一緒に参加する友人、仲間がいない」が 12.9%、「障がいのある人同士が気軽に集まれる場所がない・少ない」が 11.5%などの順となっています。

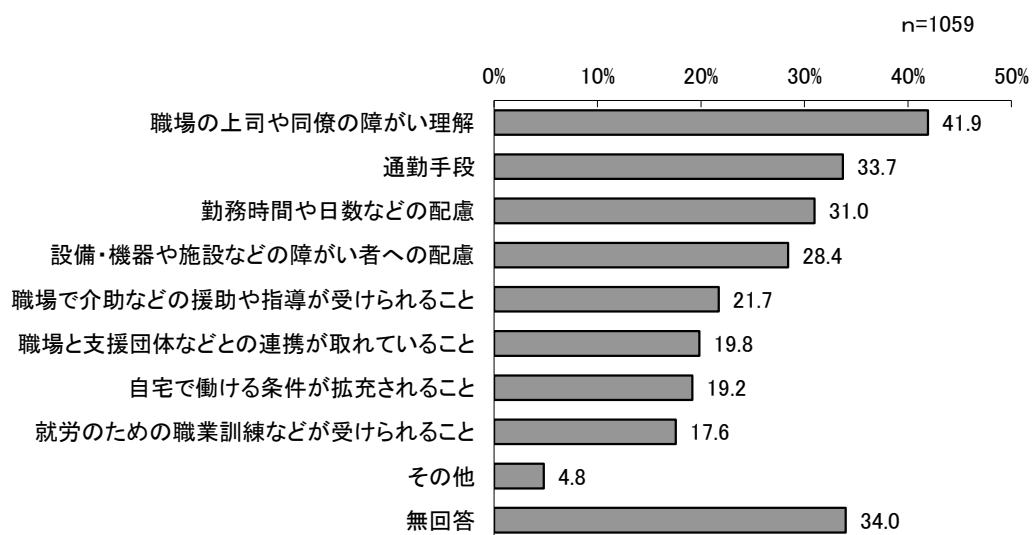


放課後等に希望する過ごし方

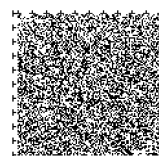


全体では「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」が 48.6%と最も多く、次いで「自宅や公園などで地域の同世代の子どもと遊ばせたい」が 29.7%、「習い事や塾に行かせたい」が 18.9%などの順となっています。

障がいのある人の就労のために必要なこと



全体では「職場の上司や同僚の障がい理解」が 41.9%と最も多く、次いで「通勤手段」が 33.7%、「勤務時間や日数などの配慮」が 31.0%などの順となっています。



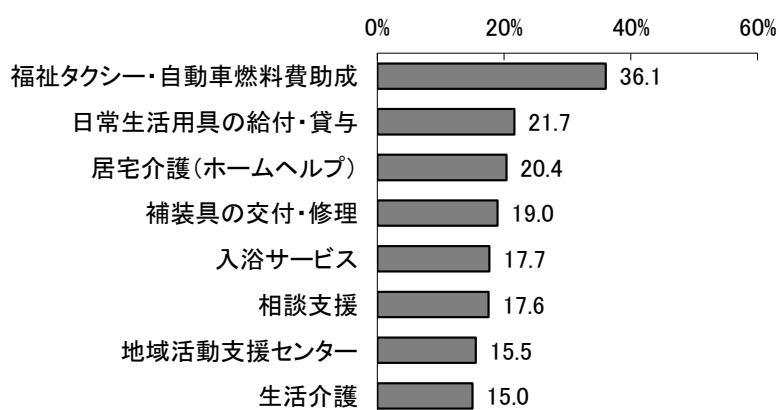
福祉サービス等の利用意向

福祉サービスの利用意向について障がい別にみると、総じて「福祉タクシー・自動車燃料費助成」が上位に挙げられたほか、身体障がいでは「日常生活用具の給付・貸与」、「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障がいでは「相談支援」、「施設入所支援」、精神障がいでは「相談支援」、「生活サポート」などが上位に挙げられています。

◎利用意向の高い福祉サービス等（上位 8 位）

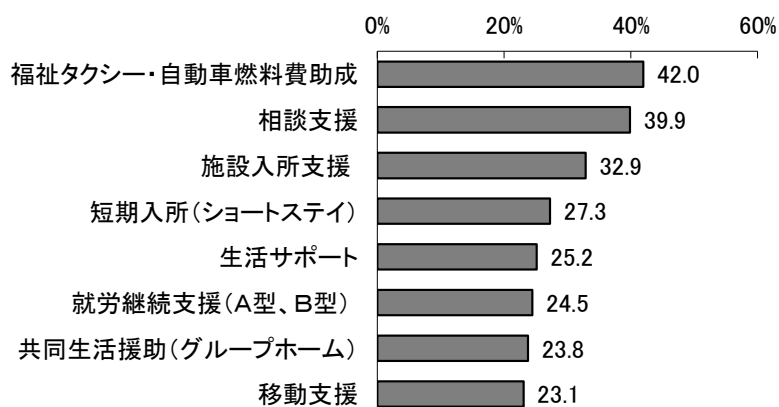
【身体障がい】

n=785



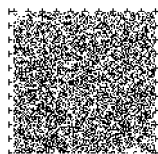
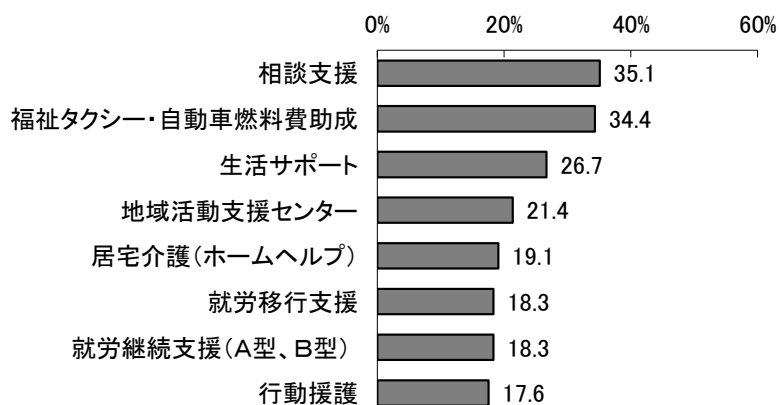
【知的障がい】

n=143

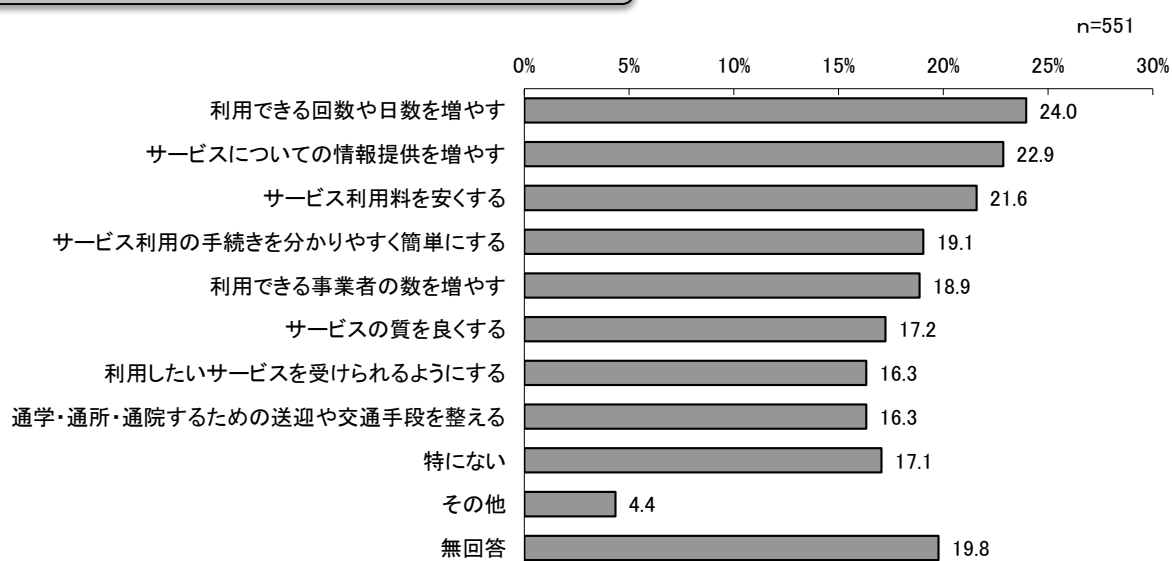


【精神障がい】

n=131

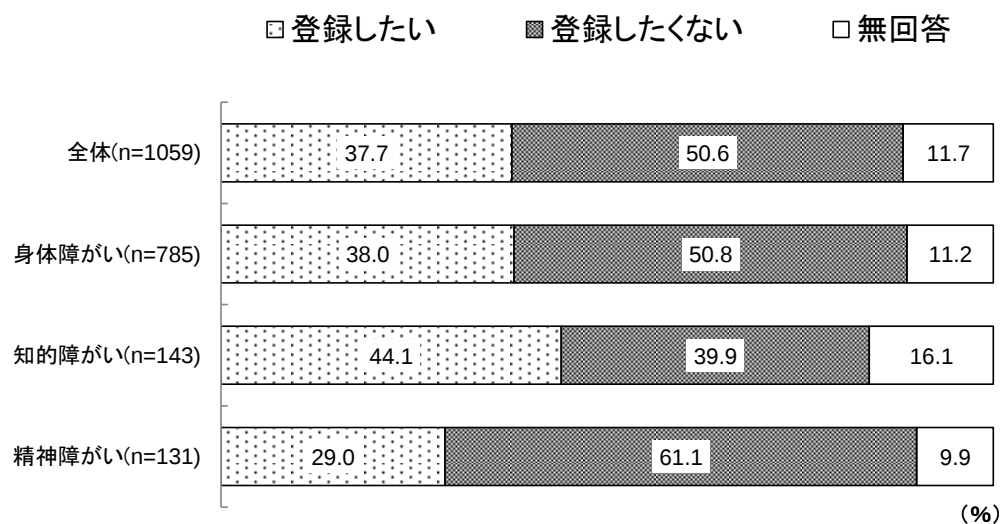


福祉サービスについて改善が必要なこと



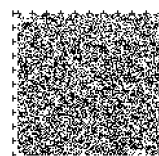
全体では「利用できる回数や日数を増やす」が 24.0%と最も多く、次いで「サービスについての情報提供を増やす」が 22.9%、「サービス利用料を安くする」が 21.6%などの順となっています。

「避難行動要支援者登録制度」への登録意向

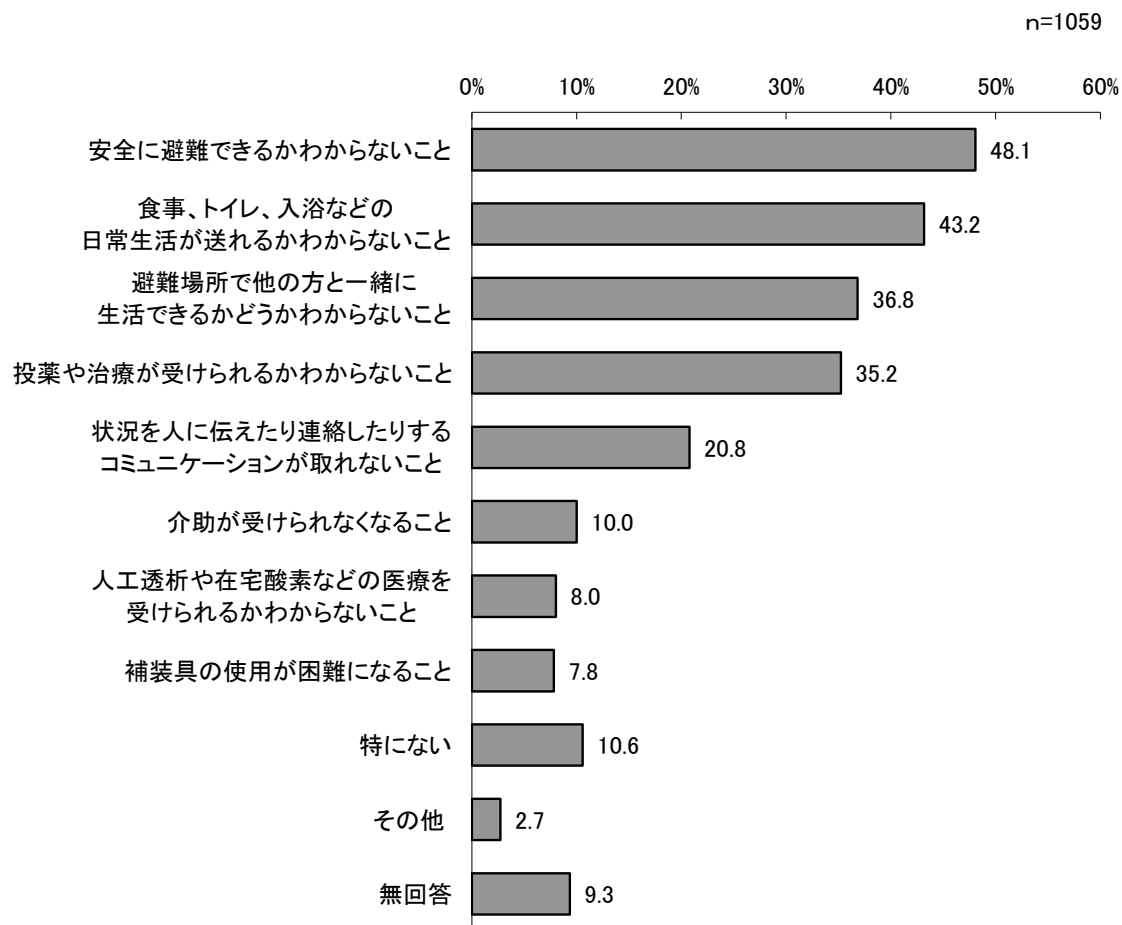


「避難行動要支援者登録制度」への登録意向は、全体では「登録したい」が 37.7%に対し、「登録したくない」は 50.6%となっています。

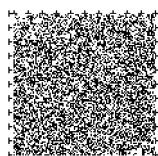
障がい別にみると、「登録したくない」の割合は精神障がいでも最も高く、知的障がいでも最も低くなっています。



災害時に心配すること

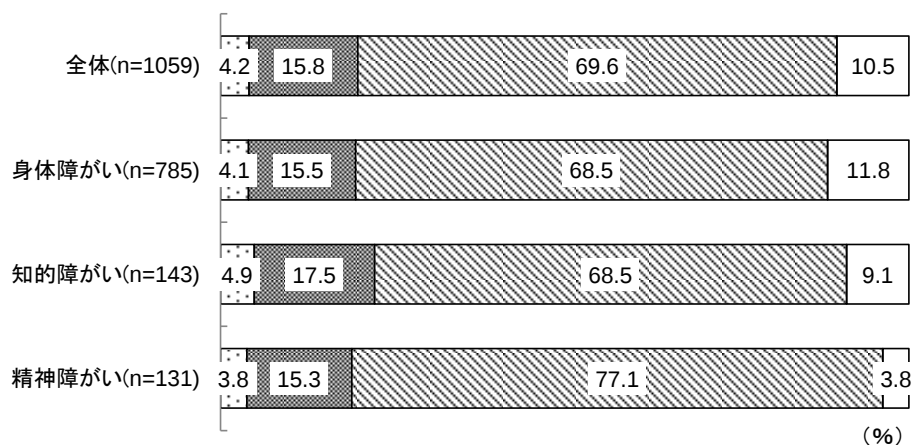


全体では「安全に避難できるかわからないこと」が 48.1%と最も多く、次いで「食事、トイレ、入浴などの日常生活が送れるかわからないこと」が 43.2%、「避難場所で他の方と一緒に生活できるかどうかかわからないこと」が 36.8%などの順となっています。



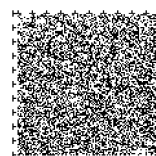
「障害者差別解消法」の認知状況

□ 内容まで知っていた ■ 内容はわからないが言葉は知っていた ▨ 知らなかった □ 無回答



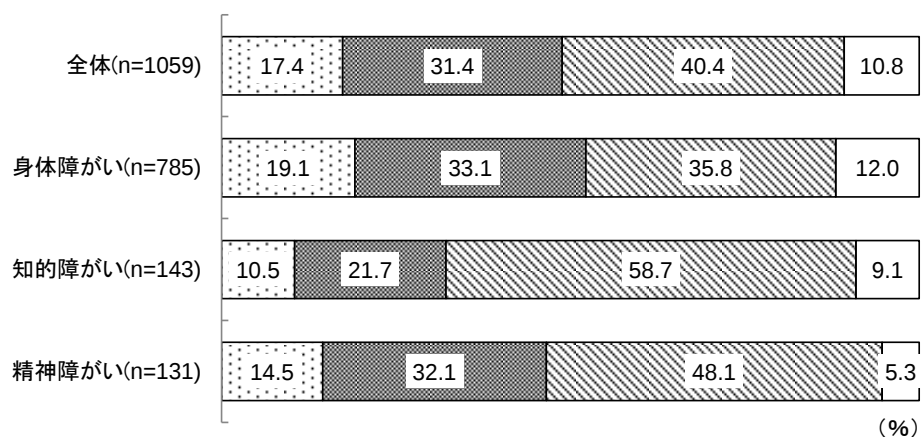
全体では「内容まで知っていた」が4.2%、「内容はわからないが言葉は知っていた」が15.8%、「知らなかった」は69.6%となっています。

障がい別にみると、「知らなかった」の割合は精神障がいでも最も高くなっています。「内容まで知っていた」と「内容はわからないが言葉は知っていた」を合わせた『知っていた』の割合は、知的障がいでも最も高くなっています。



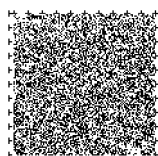
「成年後見制度」の認知状況

☐ 内容まで知っていた
 ☒ 内容はわからないが言葉は知っていた
 ☒ 知らなかった
 ☐ 無回答

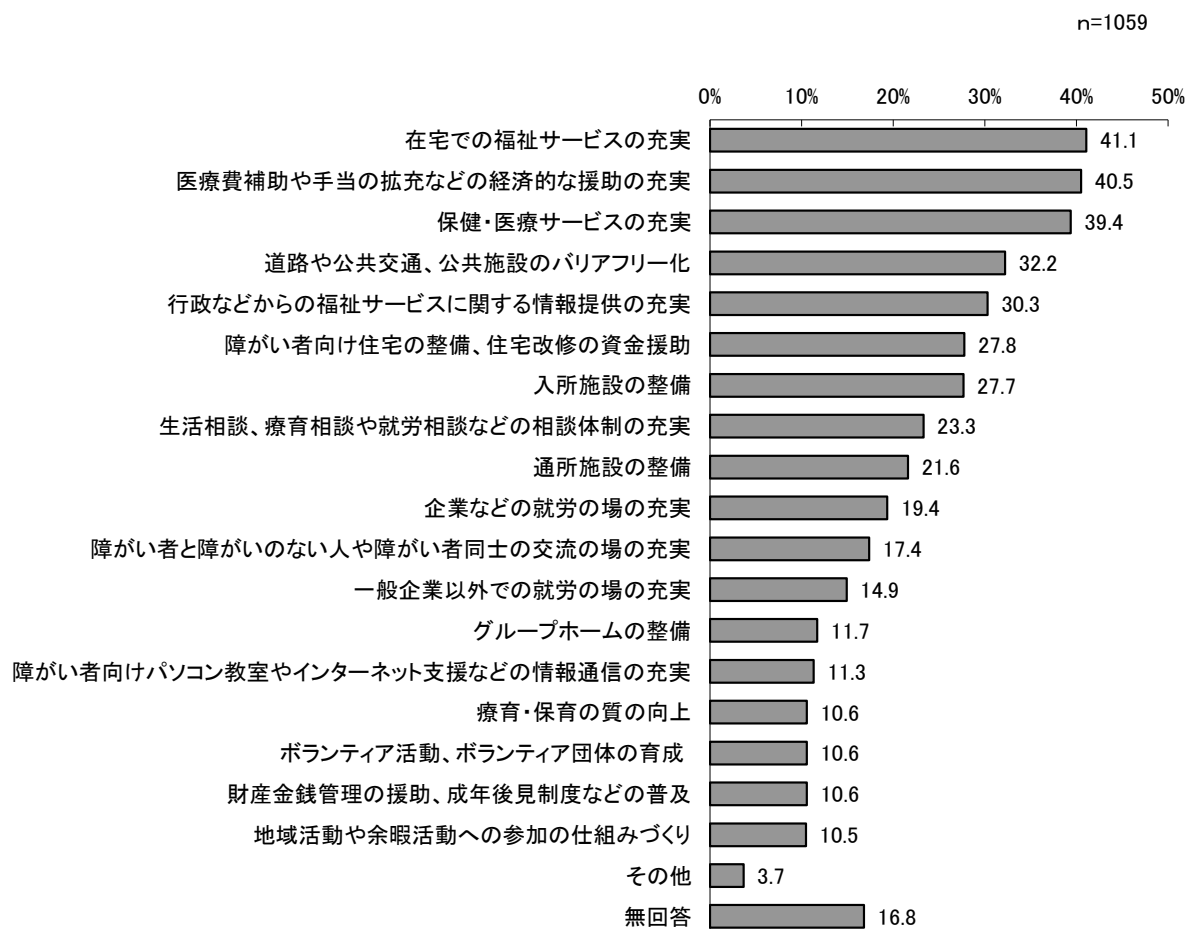


全体では「内容まで知っていた」が17.4%、「内容はわからないが言葉は知っていた」が31.4%、「知らなかった」は40.4%となっています。

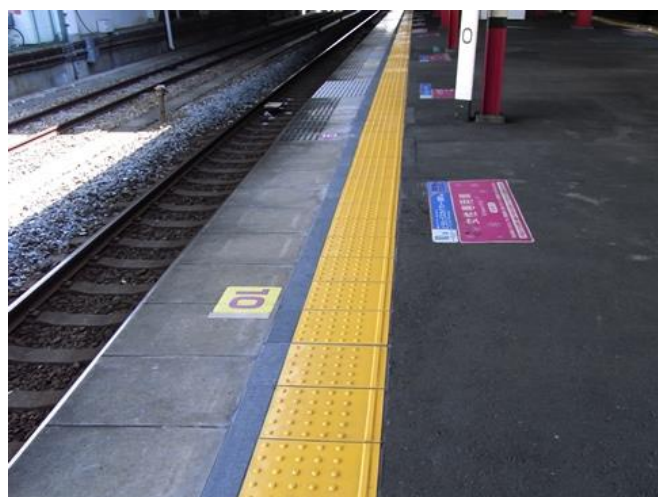
障がい別にみると、「知らなかった」の割合は知的障がいでも最も高くなっています。「内容まで知っていた」と「内容はわからないが言葉は知っていた」を合わせた『知っていた』の割合は、身体障がいでも最も高くなっています。



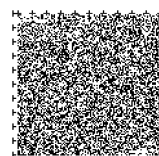
障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと



障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なことは、全体では「在宅での福祉サービスの充実」が 41.1%と最も多く、次いで「医療費補助や手当の拡充などの経済的な援助の充実」が 40.5%、「保健・医療サービスの充実」が 39.4%などの順となっています。



公共交通のバリアフリー化
(東武動物公園駅の内方線付点状ブロック)



4 関係団体への調査結果概要

(1) 調査の目的

アンケート調査では捉えにくい個別の具体的な課題やニーズ等について把握し、今後の取組に反映していくため、障がい者福祉の関係団体や事業所などに対してヒアリングシートによる調査を行いました。

(2) 対象団体

- ①障がい者関係団体（ボランティアを含む）
- ②事業所

(3) 調査方法と回収状況

調査方法：文書による照会を実施

調査期間：平成 29 年 10 月 16 日（月）～10 月 31 日（火）

【回収状況】

発送数	回収数	回収率
27件	24件	88.9%

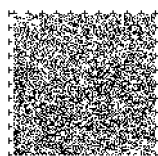
(4) 調査内容

①障がい者関係団体（ボランティアを含む）への調査

- ・日常の活動における問題点や課題
- ・地域の中で果たしたい役割
- ・障がい福祉サービスの利用の問題点
- ・今後充実して欲しいサービス
- ・日常生活や就学・就労について困っていること
- ・障がいのある人が快適に外出するために必要なこと
- ・町のバリアフリー化へ取り組みについて
- ・町の障がい福祉施策で改善すべき点

②事業所への調査

- ・日常の活動の問題点や今後の課題
- ・障害者総合支援法に関する課題について
- ・障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて
- ・障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について
- ・一般就労を含む就労支援の課題について
- ・教育支援の課題について
- ・障がい者の外出やまちづくりについて



(5) 調査結果の概要

①障がい者関係団体（ボランティア含む）調査

《日常の活動における問題点や課題》

- ・日常の活動の問題点としては、会員の高齢化や新規会員の減少についての声が多く挙げられ、また、それに伴う活動の継続や団体の存続について危ぶむ意見も挙げられた。
- ・今後の課題としては、同じ障がいを持つ人たちが活動に興味を持ってくれないことや、ボランティアの減少や育成に関するもののほか、要約筆記や手話などの担い手育成が課題である。
- ・その他、相談会の情報等について地域の方への周知が不十分なこと、団体の活動に地域の方の参加が少ないなど。

《地域の中で果たしたい役割》

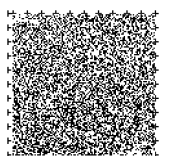
- ・地域、町の行事参加や交流を通して、障がいのある人同士の親睦を図り、問題を共有しながらともに乗り越えたい。
- ・地域の住民と活動やイベントにともに参加し、交流することで障がいについて理解を深めてもらいたい。
- ・手話や要約筆記について、コミュニケーションの方法として周知を図り、住民の理解と協力を深めたい。
- ・視覚障がい者への広報等の音声 CD 作成を引き続きやっていきたい。
- ・子供の発達に関する相談会の利用促進を図り、早期の療育へつなげる。

《障がい福祉サービスの利用の問題点》

- ・タクシー券や同行援護、移動支援など、外出を支援するサービスの提供体制が不十分である。
- ・町内に障がい者の居場所として利用できる場所があるとよい。
- ・社協や老人会などが主催する行事等にでも、町のパソコンなど備品の借用を認めてほしい。
- ・手話通訳、要約筆記者の派遣について、町独自の制度を整備してほしい。

《今後充実して欲しいサービス》

- ・今後充実してほしいサービスとしては、同行援護や送迎サービスなどの移動手段の確保・充実のほか、通所施設の整備、グループホームの増設などが挙げられた。



- ・その他、補装具や日常生活用具を購入する際の助成、一人暮らしの障がい者への配食サービス、失語症の機能訓練、重要書類の読み書きサービス、サロンの開催場所と回数の充実など。

《日常生活や就学・就労について困っていること》

- ・日常生活で困っていることについては、緊急の場合に利用できる場所がなく、入所施設があってもショートステイも利用できないことや、移動手段・外出など社会参加の手段の不足、災害時も含めた情報入手・コミュニケーション等の問題について挙げられた。
- ・就労については、卒業後の進路として新たな通所施設を望む声や、ジョブコーチの制度等、職場と支援機関と本人の連携を図ってくれる仕組みの充実を。

《障がいのある人が快適に外出するために必要なこと》

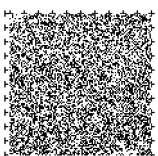
- ・障がい者が快適に外出するために必要なこととしては、地域の人々の理解や寛容さが必要。周りの人が積極的に声をかけたりするなど、コミュニケーションづくりが重要である。相互理解する心のバリアフリーを。
- ・障害物、段差がなく、点字ブロックやスロープ、エレベーター等が整備された障がいのある人もない人も歩きやすい道。
- ・視覚障がい者用のガイドや同行援護ができる人の養成が必要。また、ボランティアの必要性を周知し、担い手を増やす必要がある。

《町のバリアフリー化へ取り組みについて》

- ・階段の手すりの整備、公共施設の入り口・玄関等の段差解消、駐車場のデコボコ解消、トイレの改善など、引き続き整備が必要。
- ・聴覚障がい者のための電光掲示板、ライトなどの整備、視覚障がい者のための音声環境の整備などが必要。

《町の障がい福祉施策で改善すべき点》

- ・町の障がい福祉施策で改善すべき点としては、地域連携を強化して情報提供の充実を図ること、就労促進のさらなる推進を図ること、町職員の方がボランティアに参加してもっと身近に問題点を感じてほしい、ボランティアの育成に力を入れることなどについて意見・要望が挙げられた。
- ・その他、町職員への障がい者差別解消の研修の充実、福祉の案内資料の閲覧コーナーの設置、巡回バスの充実、知的障がい者への理解促進、家族支援の充実など。



②事業所調査

《日常の活動の問題点や今後の課題》

- ・事業所における日常の活動の問題点や今後の課題としては、人材が不足していること、計画相談の事業所が不足していることなどが挙げられた。

《障害者総合支援法に関する課題について》

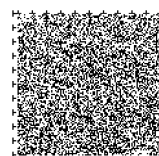
- ・地域生活支援拠点の整備について、基幹相談支援センターの役割も含め、地域での連携が重要。
- ・障がい者の意思決定支援について、関係者への周知やスキルアップが必要。
- ・本人や家族の高齢化に伴う一人暮らしの障がい者（特に知的障がい者）への対応が必要。
- ・その他、平成30年4月から新設されるサービスへの対応など。

《障がい福祉サービスの問題点や必要なサービスについて》

- ・就労継続支援A型、放課後等デイサービスを中心に「質の担保」が課題。
- ・重度心身障がい児を含む児童に向けたサービス（日中活動の場、短期入所等）、グループホーム（重度の方も入居可能なグループホーム）が必要。
- ・介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携が課題。
- ・引き続き相談支援体制の充実、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の設置に努めていただきたい。
- ・福祉サービス全てにおいて資源不足。身障者が通える場の確保。ヘルパー、外出手段の不足等。

《障がい福祉サービスの情報提供や相談体制について》

- ・基幹相談支援センター等を中心に、地域の方がより円滑にサービス利用できるシステムが必要。
- ・相談支援が関わっている児童とそうでない児童により相談体制の幅を感じている。相談支援が関わっていない児童については他機関、事業所との情報交換が難しい。
- ・「どこでどんな暮らしをしたいか」本人の思いを汲み、希望の生活に近づけるような相談の姿勢や地域づくりが必要。町内にもっと計画相談の事業所があるといい。
- ・医療（特に医師とのみ）しかつながりが無い状態であるとサービスについての情報が入ってこない。また、ヘルパー事業所等で職員不足の声を聞くことがある。行政としてヘルパーの人材育成に力が入れると良い。



《一般就労を含む就労支援の課題について》

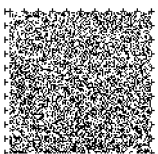
- ・生活面、体調面、家庭状況について相当な支援を要する方も多くいるなか、自立支援協議会における部会等を活用しながら、就労支援センターを含む就労支援機関との連携を図りつつ、本人に適した形の就労支援を進める。
- ・特別支援学校等の卒業者が各々の障がい特性、能力に合った職場に就けるか、また職場、学校、家族、事業所等の連携が不足。卒業後の進路を早い段階で把握する必要があり、情報共有を深める必要がある。
- ・就労後の定着促進。
- ・身障者の福祉的就労の場が少ない。
- ・就労支援センターや事業所との連携を細かくとるべきだとは思いますが（特に計画で A 型での関わりのみの方等）、3 ヶ月に 1 回のモニタリングで関わるのが精一杯という現状がある。

《教育支援の課題について》

- ・普通小、中学校と福祉との連携が進んでいないが、普通学級にも発達障がいを持つ生徒がかなりの数在籍しているため、地域（教育委員会）単位で教育関係者に福祉機関の役割を知ってもらう場を設けて距離を縮めて行く必要がある。
- ・一人一人の能力や可能性を伸ばす為には専門職の充足が必要。一方で「訓練」といった支援ではない自己肯定感の拡大や楽しみを中心とした安心して通える場所、居場所としての支援も必要。
- ・小中学生の福祉教育で精神障がい者等への理解を深める機会を推進していただきたい。
- ・小中学校で障がいについての教育の場を設け、教師に障がいについての正しい知識を持っていただくことが必要。

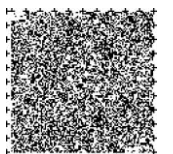
《障がいのある人の外出やまちづくりについて》

- ・障害者差別解消法の周知、障害者差別解消支援地域協議会の活性化を行い、障がいのある人について知ってもらう機会をより多く設けていく。
- ・障がい者に限らず健常者も皆が快適に暮らせる街づくりが必要だと考える。その中で障がい者がより暮らしやすい環境や快適に外出する為には何が必要なのか考える必要があるのではないかと考える。まずは障がい者が普通に（ノーマライズ）暮らせる街づくりが必要。
- ・天災などが発生した際の障がい者の安否確認、支援方法について相談支援事業所と共有を図るとともに、外部からの支援の受け方等のマニュアルの作成も必要。
- ・外出する手段として巡回バスの利便性の向上。同行援護、生活サポート実施事業所の増加。



第 2 部

第 5 次杉戸町障がい者福祉計画



第1章 基本的な考え方

1 基本理念

**障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き
安心して暮らせるまちづくり**

平成 24 年度に策定した「第 4 次杉戸町障がい者福祉計画」では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の実現を基本理念として、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。「リハビリテーション」とは、障がいのある人が、ライフステージにおいて、本人の能力を引き出し、生きがいをもって社会参加できることを目指すものです。「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人もない人も、ともに同じように生活し、活動できる地域社会を目指すことです。

しかし、障がい者施策をめぐる状況が大きく変化するなか、障がいのある人が地域の中でいきいきと安心して暮らしていくためには、解決していくべき様々な課題が残されています。今後も、残された課題に対して真正面から取り組み、「みんな杉戸に住んでいるなかま」として、ともに暮らしやすい地域社会を実現していく必要があります。

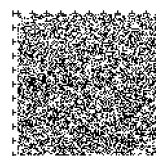
このため、新たな計画においても、前計画の基本理念である“障がいのある人もない人も、ともにいきいきと輝き 安心して暮らせるまちづくり”を継承し、すべての人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。



杉戸町マスコットキャラクター
すぎたろう



杉戸町マスコットキャラクター
すぎびよん



2 基本目標

基本理念に基づき、以下の5つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標 1 ともに認め合い、支え合う地域づくり



障がいのある人もない人も、ともに認め合い、支え合う地域づくりを推進していくために、障害者差別解消法に基づく障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、積極的な周知・啓発を図るとともに、障がいのある人への虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

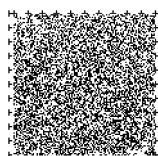
また、すべての人がお互いに理解し、支え合う地域をつくるため、身近な交流機会や交流の場を拡充していくとともに、ボランティア活動や各種団体への支援の充実を図ります。

基本目標 2 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実



障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、相談支援や情報提供体制の強化を図るとともに、障がいの特性やニーズに合わせた生活支援サービスの提供をします。

また、地域で生活するためには、障がいのある人の健康保持と自立が必要となることから、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、保健・医療・福祉などの一貫した事業を推進します。



基本目標 3 健やかな育ちと学びを支える体制づくり



障がいのある子どもの健やかな育ちと学びを支えていくため、乳幼児期や学齢期など、早い段階から子どもの発達について適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図り、すべての子どもがいきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

また、教員や保育士、介助員などの障がいに対する理解や接し方をより一層高め、一人ひとりの状況に応じた保育や教育が受けられる体制を充実させ、障がいのある子どもの個性や能力の育成を図ります。

基本目標 4 就労支援と社会参加の促進



障がいのある人もない人も、だれもが輝く地域づくりを推進するため、就労支援の充実や社会参加の支援・促進を図ります。就労の面では、就労支援センターが中心となり、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所など関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援の充実に努めます。

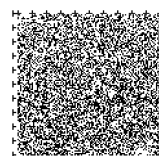
また、社会参加を促進するためにスポーツや文化・芸術活動への支援を充実し、豊かな生活が送れる環境を目指します。

基本目標 5 安心・安全に生活できるまちづくり



だれもが安心・安全に生活できるまちづくりの実現のために、障がいの特性に配慮しながら、公共施設や道路などについて、ユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境整備を推進します。

また、日頃からの見守り・声かけ活動を促進していくとともに、緊急時・災害時には、避難行動要支援者登録制度を活用し、障がいのある人に対する的確な情報提供や安全な避難方法の確保など、地域で支援する体制の整備を推進します。



3 施策の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、

基本目標

基本目標1

ともに認め合い、
支え合う地域づくり

基本目標2

自分らしく暮らせる
地域生活支援の充実

主要課題

(1)差別の解消・権利擁護の推進

(2)思いやりのある
地域づくりの推進

(1)相談支援体制・情報
提供の充実

(2)生活支援サービスの
提供

(3)保健・医療サービスの
支援体制の充実

施策

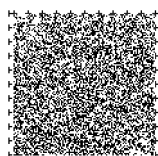
①障がいを理由とする差別解消の推進
②行政サービス等における合理的配慮の推進
③権利擁護の推進

①交流機会の充実
②ボランティア活動などへの支援
③障がい者団体の育成支援

①相談支援体制の充実
②情報提供の充実

①在宅サービスの充実
②施設サービスの充実
③住まいや日中活動の場の確保
④外出支援の充実
⑤コミュニケーション支援
⑥サービスの質の確保
⑦経済的支援の充実

①疾病・障がい等の早期発見・対応
②健康づくりの推進
③公費負担医療制度の推進
④医療的ケアが必要な方への支援



ともにいきいきと輝き安心して暮らせるまちづくり

基本目標

基本目標3

健やかな育ちと学び
を支える体制づくり

基本目標4

就労支援と
社会参加の促進

基本目標5

安心・安全に生活
できるまちづくり

主要課題

(1)療育・保育支援の推進

(2)障がいのある子どもに対する教育の支援体制の充実

(1)雇用・就労の促進

(2)社会参加の促進

(1)福祉のまちづくりの推進

(2)安心・安全な暮らしの確保

施策

①療育体制の充実
②障がいのある子どもの保育支援

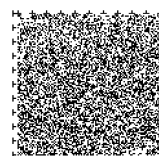
①特別支援教育の推進
②就学や体験活動等の支援

①一般就労の促進
②福祉的就労の促進

①スポーツ活動の充実
②文化・芸術活動などの充実
③計画への参画の機会づくり

①バリアフリー化の推進
②道路環境の整備

①安心・見守り体制づくり



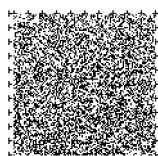
基本目標 1 とともに認め合い、支え合う地域づくり

主要課題	施策	事業名
(1) 差別の解消・権利擁護の推進	①障がい者を理由とする差別解消の推進	1 ◎★ 障害者差別解消法の周知・啓発 2 ★ 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営 3 障がいや障がい者の理解の促進 4 福祉教育の推進
	②行政サービス等における合理的配慮の推進	5 職員に対する障がい者理解の促進 6 ★ 選挙における配慮の実施
	③権利擁護の推進	7 ◎ 障がい者への虐待防止事業の推進 8 ◎ 成年後見制度の利用促進 9 日常生活自立支援事業の推進
(2) 思いやりのある地域づくりの推進	①交流機会の充実	10 ★ 交流の促進 11 「ふれあい」イベントの充実 12 町民体育祭への参加促進 13 ★ 農を通じた地域交流の推進
	②ボランティア活動などへの支援	14 福祉ボランティア団体への助成 15 ボランティアパートナー制度の推進 16 各種講習会の開催 17 ボランティア活動への参加機会の提供 18 ボランティア情報の提供
	③障がい者団体の育成支援	19 障がい者団体への支援 20 ★ 障がい者団体の育成

基本目標 2 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実

主要課題	施策	事業名
(1) 相談支援体制・情報提供の充実	①相談支援体制の充実	21 ◎★ 基幹相談支援センターの設置 22 ◎ 相談の連携強化 23 身近な相談の場の推進 24 ★ 難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への対応促進 25 訪問相談等の充実 26 健康相談の実施 27 高齢者総合相談の充実 28 消費生活相談の充実
	②情報提供の充実	29 広報紙・ホームページの充実 30 地域における福祉情報の普及 31 出前座談会の充実 32 行政情報のバリアフリー化推進 33 情報提供体制の整備

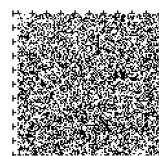
◎は重点事業 ★は新規事業



基本目標 2 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実（続き）

主要課題	施策	事業名
(2) 生活支援サービスの提供	①在宅サービスの充実	34 出張理容サービスの利用促進 35 車いすの貸出し 36 紙おむつ支給の推進 37 緊急通報システムの整備・充実 38 計画相談支援・障害児相談支援の充実 39 地域相談支援の推進 40★ 障がい者生活介護施設「デイケアかわせみ」の充実
	②施設サービスの充実	41 障がい者施設情報の把握 42 障害者生活支援センターの利用促進
	③住まいや日中活動の場の確保	43 居宅環境整備のための助成 44 地域活動支援センターの利用促進
	④外出支援の充実	45 リフト付き車両の貸出し 46 タクシー利用料金の助成 47 自動車等燃料費の助成 48 ボランティアによる移動の支援体制の整備 49 自動車運転のための助成 50★ 福祉有償運送事業の利用促進
	⑤コミュニケーション支援	51 情報・通信支援用具の給付 52 意思疎通支援事業の推進 53 奉仕員養成講習の推進
	⑥サービスの質の確保	54 福祉サービス事業者の質の向上
	⑦経済的支援の充実	55 福祉資金の貸付 56 在宅重度心身障害者手当の支給 57 特別障害者手当等支給事業の普及・啓発 58 重度心身障害者医療費の助成 59 重度心身障害者入院生活費の支給 8 成年後見制度の利用促進（再掲）
(3) 保健・医療サービスの支援体制の充実	①疾病・障がい等の早期発見・対応	60 乳幼児健康診査の推進 61 乳幼児訪問指導の推進 62 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進 63★ サポート手帳の活用
	②健康づくりの推進	64 妊産婦保健指導の推進 65 健康診査の推進 66 健康づくり活動の推進 67 介護予防事業の推進 68 精神保健事業の推進
	③公費負担医療制度の推進	69 育成医療による公費負担の推進 70 更生医療による公費負担の推進 71 精神通院医療による公費負担の推進 72 指定難病医療給付制度の周知
	④医療的ケアが必要な方への支援	73◎★医療的ケア児への支援体制の整備促進 74★ レスパイトケア事業の推進

◎は重点事業 ★は新規事業



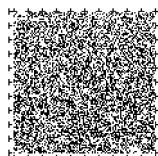
基本目標 3 健やかな育ちと学びを支える体制づくり

主要課題	施策	事業名
(1) 療育・保育支援 の推進	①療育体制の充実	60 乳幼児健康診査の推進（再掲） 61 乳幼児訪問指導の推進（再掲） 62 乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進（再掲） 73◎★医療的ケア児への支援体制の整備促進（再掲）
	②障がいのある子どもの保育支援	75 保育園・幼稚園障がい児保育の充実 76◎ 発達障がいへの支援 77 放課後児童クラブへの障がい児の受け入れの推進 78◎★障害児通所支援の充実
(2) 障がいのある子どもに対する教育の支援体制の充実	①特別支援教育の推進	79 特別支援教育体制の充実 80 交流及び共同学習の推進 81 教職員研修の充実 82 就学相談の充実 63★ サポート手帳の活用（再掲）
	②就学や体験活動等の支援	83 就学支援の拡充 84 体験活動の推進

基本目標 4 就労支援と社会参加の促進

主要課題	施策	事業名
(1) 雇用・就労の促進	①一般就労の促進	85 就労拡大のための啓発 86 町職員採用の推進 87 公共施設における就労実習の場の提供 88◎ 就労支援の推進
	②福祉的就労の促進	89 職業自立訓練機能の充実 90★ 障がい者就労施設等からの優先調達の推進
(2) 社会参加の促進	①スポーツ活動の充実	91 障がい者スポーツへの参加の推進 92 障がい者スポーツ指導者の養成 12 町民体育祭への参加促進（再掲）
	②文化・芸術活動などの充実	93 生涯学習参加の拡大 94 生涯学習の推進 95★ アールブリュット展の開催
	③計画への参画の機会づくり	96 福祉計画の策定・評価への参画促進

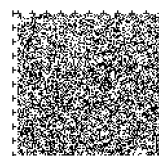
◎は重点事業 ★は新規事業



基本目標 5 安心・安全に生活できるまちづくり

主要課題	施策	事業名
(1) 福祉のまちづくりの推進	①バリアフリー化の推進	97 公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
		98 公共輸送施設のバリアフリー化への支援
		99◎★ 多機能トイレの整備推進
(2) 安心・安全な暮らしの確保	②道路環境の整備	100 道路のバリアフリー化の推進
		101 駅周辺の放置自転車対策の推進
		102◎ 緊急時における迅速な対応の推進
		103 災害ボランティア登録制度の推進
		104 自主防災組織の充実
		105 防災意識の高揚
		106 防災訓練の充実
		107◎ 避難行動要支援者登録制度の推進
		108 避難所運営体制の整備
		109 地域支援体制の充実
		110 杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークの充実
		111 介護マークの普及促進
		28 消費生活相談の充実（再掲）

◎は重点事業 ★は新規事業



4 重点的な取組

障がい者施策の推進に当たっては、杉戸町総合振興計画の理念や第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画における成果目標等を踏まえながら、町や関係機関・団体等との連携・協働により、効果的に施策・事業を展開していくことが重要です。

本計画では、計画策定に先立ち実施したアンケート調査や障がい者関係団体調査の結果のほか、社会情勢などを総合的に勘案し、特に積極的に推進していく必要がある以下の事業を、重点的な取組として掲げます。

I 権利擁護の取組の充実

障害者差別解消法の施行に伴い、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供が求められていることから、法の一層の浸透に向けて町民に周知・啓発を図ります。

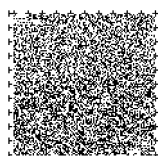
また、障がい者の権利擁護の一環として、障がい者虐待の防止と成年後見制度の利用を推進します。

事業 No.	重点事業
1	障害者差別解消法の周知・啓発（新）
7	障がい者への虐待防止事業の推進
8	成年後見制度の利用促進

II 相談支援体制の充実

障がいのある人とその家族、障がい者団体などが抱える様々な悩みや課題を気軽に相談でき、信頼関係を築くことができるよう、相談支援体制の充実を目指します。

事業 No.	重点事業
21	基幹相談支援センターの設置（新）
22	相談の連携強化



Ⅲ 障がい児支援の体制整備

障がい児の健やかな育成を支援するため、障害児通所支援等の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関の連携を目指します。

また、子どもの障がいを早期に発見し、支援できる体制の整備を図ります。

事業 No.	重点事業
73	医療的ケア児への支援体制の整備促進（新）
76	発達障がいへの支援
78	障害児通所支援の充実（新）

Ⅳ 就労の促進

障がいのある人の社会的・経済的自立を支えるためには、就労が重要な位置づけとなっています。障がいの特性に応じて働くことができるよう、多様な就労機会を提供するとともに、就労定着に向けたサポートも実施します。

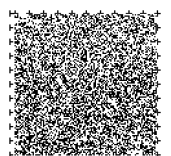
事業 No.	重点事業
88	就労支援の推進

Ⅴ 安心・安全なくらしの確保

障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民が「安心して暮らせるまち」を実感できるよう、多くの人が利用する建築物・道路などの生活基盤の整備を進めます。

また、災害発生時には、障がいのある人への情報提供や避難の手助けなどの支援を行い、安心・安全につなげていきます。

事業 No.	重点事業
99	多機能トイレの整備推進（新）
102	緊急時における迅速な対応の推進
107	避難行動要支援者名簿登録制度の推進



第2章 施策の展開

基本目標 1 ともに認め合い、支え合う地域づくり

【主要課題】

- (1) 差別の解消・権利擁護の推進
- (2) 思いやりのある地域づくりの推進

主要課題 (1) 差別の解消・権利擁護の推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、ともに認め合う地域づくりを推進していくために、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護の推進を図っていく必要があります。

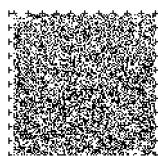
アンケート調査の結果によると“差別や偏見などの嫌な思いをした経験”について、「乗り物を利用しているとき」10.9%、「お店の対応」8.5%、「職場」8.3%などとなっています。こうした現状や平成 28 年度に施行された「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、差別の解消や合理的配慮の提供等の体制・環境整備に取り組むとともに、引き続き市民や事業者等へ意識啓発を進めていくことが重要です。

また、“成年後見制度”についてのアンケート調査の結果によると、制度を「知らなかった」が40.4%、制度を今後利用したいかどうか「わからない」が37.4%となっているため、制度への理解が進むよう引き続き周知を図っていく必要があります。

施策の推進方向

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、広報すぎとやホームページを活用するとともに、障害者週間や各種行事などの機会を通じて、障がいに関する正しい理解と障がいのある人への合理的配慮について普及・啓発を図ります。

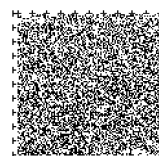
また、障がい者への虐待防止事業の推進や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利擁護体制の推進に努めます。



施策 ①障がい者を理由とする差別解消の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1 ◎★	障害者差別解消法の周知・啓発	「必要かつ合理的な配慮」についての理解を促進するため、広報すぎとやホームページなどに掲載し、周知啓発に努めます。 また、まなびっチャすぎと塾に障害者差別解消法の講座を設けます。	福祉課
2 ★	障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営	埼玉北地区地域自立支援協議会（※）と連携し、障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営について検討します。	福祉課
3	障がいや障がい者の理解の促進	広報すぎとやホームページなどを活用し、「障害者週間」（12月3日から9日までの1週間）や各種行事の周知を図ります。 また、町民体育祭、夏祭りなどの参加を通じて、障がいや障がい者への理解の促進に努めます。 さらに、ホームページを活用して障がいに関する情報や支援に関わる活動を紹介し、理解の促進を図ります。	福祉課
4	福祉教育の推進	福祉協力校の指定、夏のボランティア体験、親子ボランティア体験、福祉教育担当者会議を行い、福祉教育の推進を図ります。 また、基本的人権の尊重という理念に基づいた福祉社会の実現を目指して、小・中学生の時期に福祉体験を実施し、ボランティア精神や思いやりの心の醸成を推進します。	学校教育課 社会福祉協議会（福祉課）

※107頁の解説参照

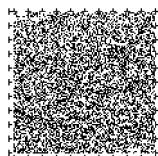


施策 ②行政サービス等における合理的配慮の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
5	職員に対する障がい者理解の促進	公共の事業・施策を進める上で適切な対応が取られるように、職員に対する各種の研修を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	総務課
6 ★	選挙における配慮の実施	障がいのある人が円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や、選挙に関する情報を障がいの特性に応じて提供します。 また、点字投票や代理投票を適切に実施します。 さらに、指定病院や郵便で実施する不在者投票の手続きに関する情報を周知し、投票所での投票が困難な方の投票機会を確保します。	選挙管理委員会事務局

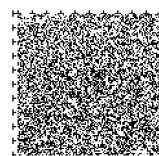


杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん



施策 ③権利擁護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
7 ◎	障がい者への虐待防止事業の推進	障がい者虐待防止センターが24時間対応であることを周知します。 また、障がい者を擁護する人、福祉サービス事業に従事する人、障がい者を雇用する事業主などからの虐待について通報を受けた場合は、町による事実確認や訪問調査を実施するとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。	福祉課
8 ◎	成年後見制度の利用促進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約するための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。 また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部を助成し、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。 さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会（福祉課）
9	日常生活自立支援事業の推進	福祉サービスの利用援助や、生活費・日用品の代金支払に伴う預金の払戻し、書類の預かりなどのサービスを提供し、権利を擁護します。	社会福祉協議会（福祉課）



主要課題（２）思いやりのある地域づくりの推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、互いに思いやり、支え合う地域づくりを推進していくために、交流機会の充実やボランティア活動の活性化を図っていくことが必要です。

アンケート調査の結果によると、“障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと”として、「障がい者と障がいのない人や障がい者同士の交流の場」との回答が17.4%となっています。また、趣味や学習、スポーツなどの活動の際に困ることとして、「一緒に参加する友人、仲間がいない」が12.9%となっています。

障がい者関係団体調査の結果では、「ボランティアの高齢化」や、「ボランティアや団体の育成」の問題が多数挙げられています。

本町では、これまでも社会福祉協議会と連携し、各種講習会やボランティア活動、団体への支援を行ってきましたが、今後も様々なイベントや講習会等の場を通じて町民の意識啓発を図るとともに、新たなボランティアの担い手や障がい者団体の育成を進めていく必要があります。

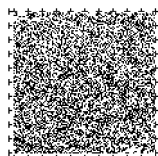
施策の推進方向

地域の行事やお祭りといったイベントなど、多くの人が気軽に集まれる場を活用し、地域の交流・つながりを支援します。

また、ボランティアの担い手、団体の育成とともに引き続き障がい者団体の活動に対する支援を推進していきます。

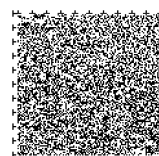


いきいきふれあいまつりの様子（平成29年度）



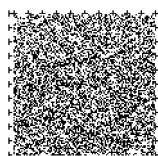
施策 ①交流機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
10 ★	交流の促進	障がいのある人が、障がい者週間記念事業をはじめ、夏祭り、古利根川流灯まつり、産業祭などのイベントへ気軽に参加できるような環境を整備し、参加者同士の交流を促進します。 また、障がいのある人の居場所づくりについて、検討を進めます。	福祉課
11	「ふれあい」イベントの充実	ボランティア団体や福祉施設の周知、防災や健康福祉の啓発の場として「いきいきふれあいまつり」の充実を図ります。 また、「ふれあいのつどい」については、障がいのある人が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるような競技種目を選定するとともに、競技以外でも家族やボランティアとの交流の促進に努めます。	社会福祉協議会（福祉課）
12	町民体育祭への参加促進	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課
13 ★	農を通じた地域交流の推進	市民農園やアグリパークゆめすぎとの収穫体験・バリアフリー花壇などの利用を促進し、農を通じた社会参加の機会提供に努めます。	農業振興課



施策 ②ボランティア活動などへの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
14	福祉ボランティア団体への助成	ボランティア団体に対する助成を行い、地域福祉活動を支援します。	社会福祉協議会（福祉課）
15	ボランティアパートナー制度の推進	福祉ボランティア団体の持つ創意と意欲を福祉のまちづくりに活用するため、福祉ボランティア団体と協働して事業を実施し、地域福祉の推進に努めます。	社会福祉協議会（福祉課）
16	各種講習会の開催	障がいのある人の理解と社会参加を促進するため、社会的ニーズを鑑みながら、各種講習会（ガイドヘルプ、手話、要約筆記、点字、音訳、精神保健ボランティア等）を開催し、ボランティアの育成を図ります。	社会福祉協議会（福祉課）
17	ボランティア活動への参加機会の提供	ボランティア体験の場の提供に努めます。特に、若年層のボランティア活動の参加機会として夏のボランティア体験プログラム事業の充実を図るとともに、タイムリーなボランティア活動情報の提供に努めます。	社会福祉協議会（福祉課）
18	ボランティア情報の提供	ボランティアをしたい人、利用したい人のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報紙の発行やホームページの活用により相互あっせん及び紹介などの情報提供に努めます。	社会福祉協議会（福祉課）

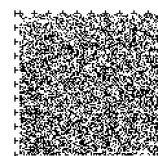


施策 ③障がい者団体の育成支援

No.	事業名	事業内容	担当課
19	障がい者団体への支援	障がいや障がいのある人への理解と障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体の活動を支援します。	社会福祉協議会（福祉課）
20 ★	障がい者団体の育成	障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行うとともに、障がい者団体の育成に努めます。	福祉課



障がい者団体の活動発表の様子（障がい者週間記念事業において）



基本目標２ 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実

【主要課題】

- (１) 相談支援体制・情報提供の充実
- (２) 生活支援サービスの提供
- (３) 保健・医療サービスの支援体制の充実

主要課題（１）相談支援体制・情報提供の充実

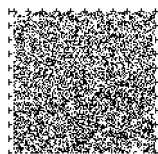
現状と課題

障がいのある人が自分らしく地域で生活していくためには、本人やその家族が抱える様々な悩みや課題について相談でき、解決するための体制の整備が必要です。

アンケート調査の結果によると、“相談機能の充実に必要なこと”として、「１か所でいろいろな問題について相談できる窓口がある」、「いつでも（休日・夜間など）相談できる窓口がある」、「電話やFAX、メールなどで相談ができる」といったことが上位に挙げられており、それぞれの障がい特性や状況等に対応した総合的な相談支援体制の構築と情報提供体制の充実が求められます。

本町では、障害者生活支援センターを広域で設置するとともに、相談支援事業を委託により実施しており、専門的職員による情報の提供や関係機関との連絡調整に努めています。また、必要に応じて関係各課と連携し、保健・福祉・医療などに関する各種相談を実施していますが、より一層、相談体制を強化する必要があります。

情報提供については、パソコンやインターネットの普及により、福祉制度やサービスに関する多様な情報が発信されています。今後は、障がいのある人が円滑に必要な情報へアクセスすることができるよう、広報紙の改善やホームページの操作性の向上を進めていくとともに、手話通訳・要約筆記・音訳等の充実を図り、情報提供体制を整備していく必要があります。



施策の推進方向

障がいのある人が自立して地域生活を送るため、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の充実を図ります。

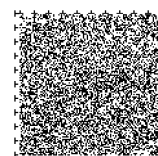
また、障がいのある人やその家族、介助者を支援するため、相談支援や情報提供等の充実を図ります。

さらに、障がいのある人に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、ICT機器を活用した情報提供体制の整備に努めます。

施策 ①相談支援体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
21 ◎★	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センター（※）の設置により埼玉北地区圏域における相談支援体制を充実させ、障がいのある人の日常生活の支援を行います。	福祉課
22 ◎	相談の連携強化	保健・福祉・医療と密接に関わる一連の総合相談体制を強化します。身体障がい・知的障がい・精神障がいそれぞれの相談内容により、ケース会議への同席・情報共有を図り、連携した対応を行います。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
23	身近な相談の場の推進	身近な相談の場として「障がい者の困りごと相談会」の周知を図り、利用の促進に努めます。 また、同じ環境や課題を抱える人が、その体験から来る感情を共有できるピアサポート事業について研究を進めます。	福祉課

※105頁の解説参照



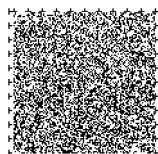
施策 ①相談支援体制の充実（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
24 ★	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者への対応促進	難病患者、発達障がい者、高次脳機能障がい者に対する支援ニーズに対応するため、必要な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の活用を促します。	福祉課
25	訪問相談等の充実	障がいのある人やその家族への訪問相談などを充実します。	健康支援課
26	健康相談の実施	乳幼児から高齢者まで心身の健康について自らが考えられるよう、相談・情報提供等を実施します。	健康支援課
27	高齢者総合相談の充実	地域包括支援センターを中心に、高齢者の福祉や介護に関する専門的、総合的相談体制を充実します。（65歳以上対象）	高齢介護課
28	消費生活相談の充実	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。 また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	商工観光課

施策 ②情報提供の充実

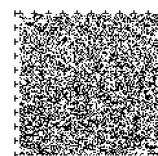
No.	事業名	事業内容	担当課
29	広報紙・ホームページの充実	ボランティア団体等の協力により、広報紙の音声録音メディアを作成し、希望者に貸し出すとともに、ホームページで音源の公開をします。また、ホームページについては、字の大きさや配色に配慮するとともに、ウェブアクセシビリティ（※）の向上を目指し、改善に努めます。	秘書広報課 社会福祉協議会（福祉課）

※ウェブアクセシビリティとは…障がい者など心身の機能に制約のある人でもウェブで提供される情報にアクセスして利用できること。



施策 ②情報提供の充実（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
30	地域における福祉情報の普及	広報「すぎと」やホームページを通じて様々な福祉情報を提供し、その普及に努めます。	福祉課
31	出前座談会の充実	町長が町民から依頼され、町内各地に出向き、ともに明日の杉戸について語り合うことを目的として、「出前座談会」を開催します。 また、必要に応じた情報保障として手話通訳者や要約筆記奉仕員等を配置します。	秘書広報課
32	行政情報のバリアフリー化推進	障がいの種別に関わりなく、行政が発信する情報を適確に伝えるため、手話通訳・要約筆記の配置、すぎめー・防災無線の活用や電子情報の随時更新など、伝達手段を工夫します。 また、視覚障がい者（希望者）への重要文書に点字シールを貼付します。	全課
33	情報提供体制の整備	各種福祉サービス利用に関する様々な情報を集約し、利用者が必要とする情報を総合的に提供できるよう、基幹相談支援センターを中心に情報収集のためのネットワークの構築を図ります。	福祉課



主要課題（２）生活支援サービスの提供

現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な福祉サービスの提供を図っていく必要があります。

アンケート調査の結果によると、福祉サービスについて改善が必要なこととして、「利用できる回数や日数を増やす」という声が多く挙げられています。そこで、福祉サービスの適正な利用につなぐ相談支援やサービス等利用計画などの作成を支援し、サービスの量的・質的な充実を図っていく必要があります。

また、アンケート調査の結果によると、障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なこととして、「在宅での福祉サービスの充実」や「経済的な援助の充実」が挙げられており、引き続き充実を図っていく必要があります。

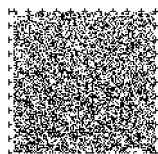
さらに、障がいのある人が安心して生活できる環境を整えていくため、住環境や日中活動の場の整備に加え、外出しやすい環境の整備、意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝えることができるコミュニケーション支援の充実が必要です。

加えて、福祉サービスの利用意向では、総じて「福祉タクシー・自動車燃料費助成」が上位に挙げられていることから、引き続き外出や移動に関する施策の推進を図っていく必要があります。

施策の推進方向

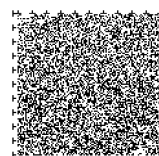
障がいのある人が地域で自分らしく暮らし、安心して生活できるように埼玉北部地区圏域において事業者の育成を図るなど、適切なサービス利用ができる環境の整備・充実に努めます。

また、引き続き施設サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、生活しやすい住まい整備の支援や、外出支援、コミュニケーション支援、経済的支援の充実に努めます。



施策 ①在宅サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
34	出張理容サービスの利用促進	在宅で、寝たきりや外出が困難な方を対象に、出張による理容サービスを行います。	社会福祉協議会（福祉課）
35	車いすの貸出し	介護を必要とする方に、車いすを貸出し、利用者の移動手段の確保、介護者の負担の軽減を図ります。	福祉課 社会福祉協議会（福祉課）
36	紙おむつ支給の推進	在宅療養の身体・精神に障がいのある人や、排せつの介助を必要とする寝たきりの高齢者に対して紙おむつを支給します。	福祉課 高齢介護課
37	緊急通報システムの整備・充実	ひとり暮らしの身体障がい者や高齢者、高齢者世帯などの方に対し、急病や災害などの緊急時に迅速な通報手段を確保し速やかな救助活動を行うため、緊急通報システムの整備・充実に努めます。	福祉課 高齢介護課
38	計画相談支援・障害児相談支援の充実	障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する障がい者（児）にサービス等利用計画などを作成し、利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげます。 また、埼玉北地区圏域での相談支援充実のため相談支援事業所の育成に努めます。	福祉課
39	地域相談支援の推進	施設入所者及び精神科病院の入院者に対し、地域生活に向けた支援を行います。 また、地域生活を定着させるための相談などを行い、自立した生活を送るための環境を整えます。	福祉課



施策 ①在宅サービスの充実（続き）

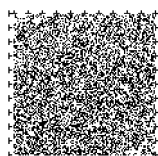
No.	事業名	事業内容	担当課
40 ★	障がい者生活介護施設「デイケアかわせみ」の充実	「デイケアかわせみ」の合理的な経営方法を検討し、利用者の利便性の向上に努めます。 また、利用者が安心して利用できるよう施設の充実に努めます。	福祉課

施策 ②施設サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
41	障がい者施設情報の把握	基幹相談支援センターを中心として、障がい者施設に関する情報を集約し、サービス利用の相談時に情報を提供します。	福祉課
42	障害者生活支援センターの利用促進	地域における総合的な相談やサービスの提供・調整を実施する障害者生活支援センターの利用促進に努めます。	福祉課

施策 ③住まいや日中活動の場の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
43	居宅環境整備のための助成	身体に重度の障がいのある人（1～2級、下肢または体幹）の居宅改善に対し、補助金を支給するとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
44	地域活動支援センターの利用促進	創作的活動、または生産活動の機会の提供、地域社会との交流などを実施する地域活動支援センターの利用促進を図ります。	福祉課

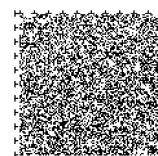


施策 ④外出支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
45	リフト付き車両の貸出し	介護を必要とする方に対し、車いすごと乗り降りできるリフト付き車両を貸し出します。	社会福祉協議会（福祉課）
46	タクシー利用料金の助成	在宅の重度心身障がい者がタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、外出の際の経済的負担を軽減します。	福祉課
47	自動車等燃料費の助成	在宅の重度心身障がい者が利用する自動車などの燃料費の一部を助成し、外出の際の経済的負担を軽減します。	福祉課
48	ボランティアによる移動の支援体制の整備	町と連携を図りながら、屋外での移動が困難な視覚障がい者の外出等の移動支援に努めます。	社会福祉協議会（福祉課）
49	自動車運転のための助成	身体障害者運転免許取得費及び身体障害者自動車改造費の補助を行うとともに、制度の利用促進を図ります。	福祉課
50 ★	福祉有償運送事業の利用促進	移動に介助が必要な身体障がい者などを対象に、登録されたNPO法人等により有償で輸送するサービスの利用を促進します。	福祉課



杉戸町社会福祉協議会のリフト付き車両

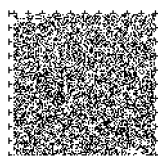


施策 ⑤コミュニケーション支援

No.	事業名	事業内容	担当課
51	情報・通信支援用具の給付	障がいのある人がホームページなどを通じて情報の取得や発信などができるよう、画面音声化ソフトなど情報通信支援用具の給付を推進します。	福祉課
52	意思疎通支援事業の推進	聴覚、音声・言語機能に障がいのある人が、必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者派遣事業を業務委託により実施します。	福祉課
53	奉仕員養成講習の推進	ボランティア団体の育成など地域における支援体制を整備できるよう、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講習会を計画的に行います。	福祉課

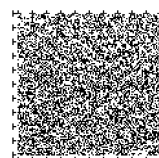
施策 ⑥サービスの質の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
54	福祉サービス事業者の質の向上	埼玉北地区圏域においてサービス提供事業者向け研修を実施します。研修を通じて、サービス提供体制に関する助言を行うとともに、事業者同士の情報交換の場をつくり、サービスの潜在的な需要への対応やサービス水準の維持向上を図ります。 また、本町では送迎に対する潜在的なニーズが高いことから、各事業所への情報提供に努めます。	福祉課



施策 ⑦経済的支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
55	福祉資金の貸付け	急な出費や一時的な収入減少のため、生活を維持することが困難な世帯に対し、応急的な資金の貸付けを行います。	社会福祉協議会（福祉課）
56	在宅重度心身障害者手当の支給	在宅の重度心身障がい者に対して手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
57	特別障害者手当等支給事業の普及・啓発	在宅の重度の障がい者（児）で常時介護を要する方が手当を受給できるよう、制度の普及・啓発に努めます。	福祉課
58	重度心身障害者医療費の助成	重度心身障がい者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
59	重度心身障害者入院生活費の支給	重度心身障がい者の入院生活費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
8	成年後見制度の利用促進（再掲）	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、契約のための判断能力が不十分な人に、成年後見制度の周知や窓口の紹介などを実施し、制度の利用を促進します。 また、手助けがなければ制度の利用が困難な人に対しては、費用の全部または一部助成をし、審判請求手続きの円滑化や費用負担の軽減などを図ります。 さらに、市民後見制度の普及や利用の促進に努めます。	福祉課 高齢介護課 社会福祉協議会（福祉課）



主要課題（３）保健・医療サービスの支援体制の充実

現状と課題

社会において自立した生活を送るためには、心身の健康が保たれていることが不可欠です。

アンケート調査の結果によると、障がい者を介助する家族の年齢は、60 歳台と70 歳以上の割合をあわせると 62.8%であり、介助者の高齢化が進んでいることがわかります。

また、障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要なものとして、約4割の方が「保健・医療サービスの充実」と回答しており、本町の保健・医療関連の施策に対する期待は高いものがあります。

そのため、それぞれのライフステージにおける保健事業を充実させ、予防や早期発見、早期治療のための適切な施策を推進していく必要があります。

また、生活習慣病を起因とする障がいもあることから、健康相談や健康教育を推進し、生活習慣の改善や健康づくりの意識啓発を図っていく必要があります。

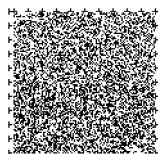
さらに、医療の発達により、医療的ケアを必要とする障がい児が増加傾向にあることや、高齢化の進展による障がいの重度化・重複化が問題となっていることから、今後はこれまで以上に保健・医療分野等と福祉分野との連携が重要となります。

施策の推進方向

健康診査や健康相談などを通じて、障がいの原因となる疾病などの予防や早期発見・早期治療に努めます。障がいのある人に対しては、保健指導や療育の指導などを実施し、障がいの特性に応じて適切な保健・医療サービスが受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人を介助する家族の高齢化が進んでいるため、健康づくり活動や介護予防事業などを推奨し、家族の健康増進に努めます。

さらに、医療的ケアを必要とする方など、重度の障がいのある人について、必要な支援体制の構築が図られるよう、保健・医療分野と福祉分野の関係機関の連携に努めます。

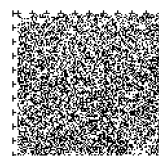


施策 ①疾病・障がい等の早期発見・対応

No.	事業名	事業内容	担当課
60	乳幼児健康診査の推進	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減・虐待防止を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
61	乳幼児訪問指導の推進	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
62	乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談・集団指導を行います。	健康支援課
63 ★	サポート手帳の活用	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課

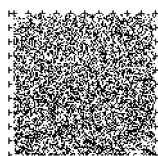


サポート手帳



施策 ②健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
64	妊産婦保健指導の推進	妊婦健康診査（医療機関委託）を実施します。ママパパ教室を開催し、妊娠中や産後の健康と子育てに関する学習の機会を提供します。	健康支援課
65	健康診査の推進	疾病の早期発見を目的として、各種がん検診（胃、肺、大腸、前立腺、乳、子宮頸部）・骨粗しょう症検診を実施します。集団健診では、特定健診とがん検診を同時に実施し利便性を図ります。支援の必要な方には、スタッフが付き添い健診介助を行います。 また、胃・肺がん検診併用車を活用することで、乗降等の負担を軽減した検診環境の整備を行います。 受診率向上のため、障がいのある人が検診を受けるにあたり妨げになっていることの把握に努めます。	健康支援課
66	健康づくり活動の推進	生活習慣病の予防、健康の保持増進を目的として健康相談、健康教育、がん検診などを実施し、障がいのある人やその家族も含めた町民の健康づくり活動を支援します。 講演会等では手話通訳者や要約筆記者の配置や、健康相談・特定保健指導におけるコミュニケーション支援の体制整備を図ります。	健康支援課
67	介護予防事業の推進	障がい者を介助する家族の高齢化が問題となっていることから、高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、介護予防のための教室を開催し、健康増進に努めます。	高齢介護課

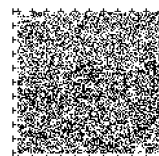


施策 ②健康づくりの推進（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
68	精神保健事業の推進	精神保健の相談や訪問指導により、精神障がいのある人やその家族に必要な助言を行います。 こころの健康への意識の向上を図るため、町民を対象に講演会を開催します。 また、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して、「杉戸町自殺対策計画」を策定するとともに、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の養成を図ります。	健康支援課

施策 ③公費負担医療制度の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
69	育成医療による公費負担の推進	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなどがあり、治療効果の期待できる18歳未満の児童に対し、公費負担による医療費の負担軽減を実施します。	福祉課
70	更生医療による公費負担の推進	角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん移植術などがあり、治療効果の期待できる18歳以上で身体障害者手帳の取得者に対し、公費負担による医療費の負担軽減を実施します。	福祉課
71	精神通院医療による公費負担の推進	精神障がいに伴う通院医療を受けている方に対し、公費負担による医療費の負担軽減を実施します。	福祉課
72	指定難病医療給付制度の周知	難病の治療を受けている方の医療費の負担軽減が図られるよう、指定難病医療給付制度の周知に努めます。	福祉課

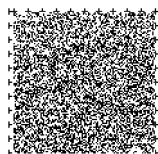


施策 ④医療的ケアが必要な方への支援

No.	事業名	事業内容	担当課
73 ◎★	医療的ケア児への支援体制の整備促進	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課
74 ★	レスパイトケア事業の推進	在宅で、人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする超重症心身障がい児等を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を推進します。	福祉課



杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん



基本目標３ 健やかな育ちと学びを支える体制づくり

【主要課題】

- (１) 療育・保育支援の推進
- (２) 障がいのある子どもに対する教育の支援体制の充実

主要課題（１）療育・保育支援の推進

現状と課題

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、保健事業や福祉サービス等を通じて、障がい等を早期に発見し、適切な療育につなげていくことが重要です。そこで本町では、健康診査、妊産婦保健指導、乳幼児健診、新生児などへの訪問指導、乳幼児健全発達支援事業を実施しています。また、保育園や幼稚園においても、障がい児保育を推進しています。

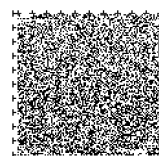
アンケート調査の結果によると、“放課後等に希望する過ごし方”として「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」との回答が半数近く寄せられ、障がいのある子どもの療育や保育に関するニーズは高いものがあります。

今後も引き続き、発達の遅れや障がい等について、早期発見・早期対応が可能となるよう支援体制の強化を図るとともに、養育者の育児や保育の支援を充実させていく必要があります。

施策の推進方向

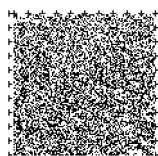
乳幼児健診や保健指導を推進するとともに、関係機関との連携を図り、障がい等の早期発見から適切な治療や療育指導につなぐ相談指導体制の強化に努めます。

また、障がい児保育の充実を図り、すべての子どもたちが心身ともに健やかにいきいきと育つよう支援します。



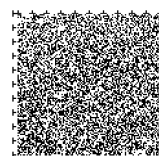
施策 ①療育体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
60	乳幼児健康診査の推進 (再掲)	3～4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施します。疾病や障がいの早期発見に努め、養育者の育児不安の軽減・虐待防止を図ります。障がいの状況に応じて、健診日程・時間等の調整を図ります。	健康支援課
61	乳幼児訪問指導の推進 (再掲)	新生児などを対象とする保健師等による訪問指導を実施します。乳幼児健康診査の事後指導を目的とする訪問指導を実施します。	健康支援課
62	乳幼児健全発達支援相談指導事業の推進(再掲)	心身の発達に遅れなどがある乳幼児や育児に不安を抱える養育者を対象として、専門職による個別相談・集団指導を行います。	健康支援課
73 ◎★	医療的ケア児への支援体制の整備促進(再掲)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関が連携を図る協議の場の設置を検討します。	福祉課



施策 ②障がいのある子どもの保育支援

No.	事業名	事業内容	担当課
75	保育園・幼稚園障がい児 保育の充実	保育園・幼稚園では、専門機関 との連携を強化し、受入体制を 整備・推進します。 また、障がいのある幼児を支援 する職員の配置に努めます。	子育て支援課
76 ◎	発達障がいへの支援	発達が気になる子どもの行動に 関して、早期に気づき特性に応 じた保育・支援や保護者への育 児支援を行えるよう発達支援サ ポーターを育成し、幼稚園・保 育園への配置に努めます。 また、発達障がい支援の中心と なる発達支援マネージャーを育 成し、発達障がい児（者）への 支援体制を整えます。	福祉課 子育て支援課
77	放課後児童クラブへの 障がい児の受け入れの 推進	障がいのある児童の放課後児童 クラブへの受け入れに努めま す。	学校教育課
78 ◎★	障害児通所支援の充実	埼玉北地区圏域において、重症 心身障がい児等の受け入れを行 う児童発達支援事業所などの整 備について検討します。	福祉課



主要課題（２）障がいのある子どもに対する教育の支援体制の充実

現状と課題

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるように、特別支援教育の考え方のもと、障がいの特性や能力などに応じた教育の場と学習機会を提供し、適切な教育を進めていくことが必要です。

また、平成 23 年 7 月の「障害者基本法」改正によって、障がいの有無に関わらずともに学ぶ“インクルーシブ教育システム”の方向性が、特別支援教育と並ぶもう 1 本の柱として示されています。今後は、交流及び共同学習の拡充を図っていく必要があります。

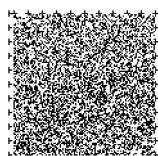
さらに、保育園・幼稚園への入園時や小・中学校、高校等への就学時には、適切な情報提供を図り、関係機関の連携による一貫した相談支援が受けられる体制の充実が求められています。

施策の推進方向

障がいのある児童生徒の発達段階に応じた適正な就学指導を推進するとともに、本人や保護者の意思を尊重した就学ができるよう、特別支援教育体制の充実を図ります。

また、教職員研修の充実を図り、教育環境の整備に努めます。

さらに、障がいのある子どもへの理解を深めるため、交流教育を推進します。

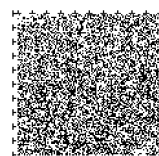


施策 ①特別支援教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
79	特別支援教育体制の充実	配慮を要する児童生徒支援のため、教育指導補助員の配置に努めます。	学校教育課
80	交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習をさらに推進するよう努めます。支援籍学習も継続して、取り組みます。	学校教育課
81	教職員研修の充実	特別支援教育に対する理解の充実に図るため、全教職員を対象とした、研修を3か年計画で実施します。	学校教育課
82	就学相談の充実	巡回就学相談、各学校で実施する就学相談と連携を図り、児童生徒の適正な就学をサポートします。	学校教育課
63 ★	サポート手帳の活用 (再掲)	乳幼児期から成人期に至るまで、各ライフステージを通してより良い支援が受けられるよう、また、本人の障がい特性を適切に理解してもらうためのツールとして、埼玉県が発行しているサポート手帳の活用を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康支援課 学校教育課

施策 ②就学や体験活動等の支援

No.	事業名	事業内容	担当課
83	就学支援の拡充	障がいのある児童生徒が、その能力・適性などに応じて高等教育へ進学する機会を拡充するために、本人やその家族への就学情報の提供や受験機会の確保に努めます。	学校教育課
84	体験活動の推進	青少年の成長に期するため、社会体験や自然体験など体験機会の提供に努めます。	子育て支援課



基本目標 4 就労支援と社会参加の促進

【主要課題】

- (1) 雇用・就労の促進
- (2) 社会参加の促進

主要課題 (1) 雇用・就労の促進

現状と課題

障がいのある人が、仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、生きがいを見い出すことは、本人にとっても、社会にとっても有益なことです。

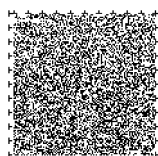
本町では、平成 20 年に就労支援センターを開設し、登録利用者数は 113 人（平成 28 年度末現在）となっています。

アンケート調査の結果によると、“障がいのある人の就労のために必要なこと”として「職場の上司や同僚の障がい理解」との回答が最も多く挙げられており、引き続き障がいや障がい者雇用について、職場や事業者の理解・啓発を図っていくことが必要です。

また、福祉的就労も含めた、障がいの特性に合わせた多様な支援と就労の場の確保が求められています。

施策の推進方向

本町では、障がい者就労支援センターが「就労」において重要な位置を占めていることから、関係機関と連携し、就労機会の拡大を図るとともに、一般就労・福祉的就労の両面を推進します。

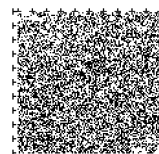


施策 ①一般就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
85	就労拡大のための啓発	福祉課及び障がい者就労支援センターと連携して、障がい者雇用に関する法律の周知などの啓発活動を行ないます。	商工観光課
86	町職員採用の推進	町職員については、計画的な採用を推進することとしています。障がいの有無にかかわらず、公平な職員採用に努めます。	総務課
87	公共施設における就労実習の場の提供	障がいのある人の就労を支援するため、公共施設における就労実習の場を提供します。	福祉課
88 ◎	就労支援の推進	障がいのある人が就労を希望する際には、障がい者就労支援センターへの登録を行います。 また、障がい者就労支援センターにおいて、就労情報の提供や就労先への訪問、定職中の相談、離職後の再就職へ向けたサポートなどを行うとともに、必要に応じてジョブコーチ支援事業の利用を図ります。 さらに、企業と連携した雇用の確保、就労先の開拓に努めます。	福祉課



障がい者就労支援センターにおける相談の様子

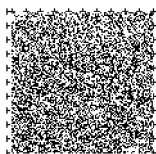


施策 ②福祉的就労の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
89	職業自立訓練機能の充実	就労移行支援施設において、就労を希望する人に必要な知識、能力向上の訓練の場を提供します。 また、就労継続支援施設において就労の困難な人に働く場を提供します。 さらに、技術・自立訓練等を委託する職親制度についても検討を進めます。	福祉課
90 ★	障がい者就労施設等からの優先調達の推進	障がい者就労施設等で販売している物品について町ホームページなどで公開し、販路の拡大を図ります。 また、町で購入する各種物品について、障がい者就労施設等から購入するように努めます。	福祉課



就労継続支援施設の様子



主要課題（２）社会参加の促進

現状と課題

障がいのある人が生活のなかでゆとりや生きがいをもつためには、社会参加が欠かせません。本町では、障がいのある人もない人も一緒にスポーツ活動を楽しむ場として、町民体育祭の種目に、障がいのある人も参加できる競技を取り入れることや、障がい者週間記念事業の一環として「アールブリュット展」を開催するなど、地域における社会参加の機会拡大に努めてきました。

その一方、アンケート調査の結果によると、“趣味や学習、スポーツなどの活動の際に困ること”として、「障がいのある人同士が気軽に集まれる場所がない・少ない」、「障がいのある人が参加できる講座・イベントなどが少ない」との回答が寄せられており、いまだに障がいのある人の社会参加に関しては十分とはいえない状況です。

今後も、障がいのある人の様々な分野への参加機会の拡大や、参加しやすい環境づくり、行事内容の充実などが必要とされています。

施策の推進方向

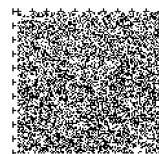
障がいのある人が、日常生活のなかで気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動を楽しみ、地域の人とふれあう機会や場の提供に努めます。

また、文化芸術の発表の場として「アールブリュット展」の充実を図ります。

さらに、障がいのある人が、福祉計画の策定に参画し、本人や家族の声が計画に反映できるような機会の提供に努めます。



アールブリュット展の様子（平成２９年度）



施策 ①スポーツ活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
91	障がい者スポーツへの参加の推進	障がいのある人が気軽にスポーツに参加できるよう参加機会の拡大に努めます。	福祉課
92	障がい者スポーツ指導者の養成	障がい者向けスポーツを実施する際、アンケートを行い、その結果を指導者やボランティア育成に反映できるよう努めます。	社会教育課
12	町民体育祭への参加促進（再掲）	障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるイベントとなるよう、競技種目や会場設営などを工夫し、参加の促進に努めます。	社会教育課

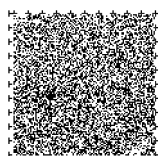
施策 ②文化・芸術活動などの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
93	生涯学習参加の拡大	イベントなどの際は、障がいのある人も参加できるよう、手話通訳や音声ガイドの導入等に努めます。	社会教育課
94	生涯学習の推進	障がいのある人を含め、町民の学習意欲に応える各種講座や教室を開催し、生涯学習の推進を図ります。	社会教育課
95 ★	アールブリュット(※)展の開催	障がい者週間記念事業においてアールブリュット展を開催し、文化活動の発表の場を提供します。	福祉課

※アールブリュットとは…フランス語で既存の価値観にとらわれない作品という意味であり、日本では障がい者アートを指すことが多い。

施策 ③計画への参画の機会づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
96	福祉計画の策定・評価への参画促進	障がいのある人やその家族からの意見を的確に反映するため、アンケート調査を実施し、計画内容について協議する場を設けます。	福祉課



基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり

【主要課題】

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 安心・安全な暮らしの確保

主要課題（1）福祉のまちづくりの推進

現状と課題

アンケート調査の結果によると、“外出に関して困っていること”として、「トイレの利用に心配がある」が最も多く、次いで「道路や通路などに段差がある」となっており、こうした課題を解消することが必要です。

本町では、公共施設の整備・改修時にユニバーサルデザインを取り入れるとともに、駅のバリアフリー化に努めてきましたが、今後も、国や埼玉県、事業者に働きかけ、安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。

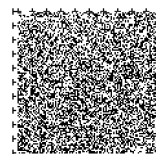
施策の推進方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設整備や道路整備をすすめ、バリアフリー化を推進します。

また、関連する国・埼玉県の法令や制度について普及・啓発を図り、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。



役場の入口階段に貼られた
階段識別マーク

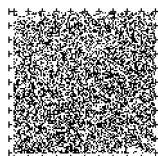


施策 ①バリアフリー化の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
97	公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進	埼玉県福祉のまちづくり推進条例に基づき、役場庁舎や町施設をはじめ、不特定多数が利用する公共的建築物のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を推進します。	財産管理課 福祉課 各公共施設主管課
98	公共輸送施設のバリアフリー化への支援	公共輸送施設である駅舎及び付近のバリアフリー化推進に向け、国や埼玉県、事業者へ要望を行い、整備支援を図ります。	政策財政課
99 ◎★	多機能トイレの整備推進	障がいのある人の、外出時のトイレ利用の不安を解消するため、多機能トイレの整備を推進します。また、トイレマップを作成し、障がいのある人が気軽に外出できるようにします。	福祉課 各公共施設主管課

施策 ②道路環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
100	道路のバリアフリー化の推進	道路の拡幅整備等を実施する際には、計画段階から幅員が広く、車道との段差の無い歩道の設置を検討し、道路のバリアフリー化に努めます。	都市施設整備課
101	駅周辺の放置自転車対策の推進	駅周辺に散乱している放置自転車については、歩行等の妨げになることから、自転車利用者に対する啓発及び放置自転車の撤去を実施し、快適な道路環境の整備に努めます。	都市施設整備課



主要課題（２）安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

災害時にはご近所による“近助”が重要となるため、日常生活におけるふれあい、見守りや声かけなどの普段からの取組が大切です。

アンケート調査の結果によると、「避難行動要支援者登録制度に登録したくない」という回答が半数を占めています。そこで、今後は避難行動要支援者登録制度の普及・啓発を図り、避難支援や安否確認等が迅速に行われる体制の構築が必要です。

また、“災害時に心配すること”として、「安全に避難できるかわからないこと」が最も多く挙げられているほか、「食事、トイレ、入浴などの日常生活が送れるかわからないこと」や「避難場所で他の方と一緒に生活できるかどうかかわからないこと」などの避難後の生活に関する心配も上位に挙げられています。このことから、障がいのある人が安心して利用できる避難所運営体制の整備に取り組んでいく必要があります。

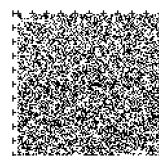
施策の推進方向

平常時からの見守り・声かけに努めます。

また、防災体制の充実を図るとともに、避難行動要支援者登録制度の活用等により、災害発生時における要支援者の支援体制を強化します。

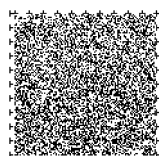


防災訓練の様子（平成２９年度）



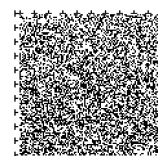
施策 ①安心・見守り体制づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
102 ◎	緊急時における迅速な対応の推進	急病などの緊急時に迅速かつ的確に対応できるよう、ペットボトルを利用した緊急情報キットやヘルプカードの配付、医療連携システム「とねっと」の普及啓発に努め、日常生活上の安心安全の確保を図ります。 また、NET119 や緊急FAX 119 の案内を行い、緊急時の連絡方法の周知に努めます。	福祉課 高齢介護課 健康支援課
103	災害ボランティア登録制度の推進	関係機関と連携し、災害ボランティアセンター設置時に円滑な運営が行えるよう体制の整備に努めます。登録ボランティアには講座等研修の機会を設け、スキルアップを図ります。	社会福祉協議会（福祉課）
104	自主防災組織の充実	自主防災組織間の連携強化を図るため、地区合同防災訓練を実施します。自主防災組織へ防災資機材等整備補助金と防災訓練補助金を交付し、自主防災組織の育成と強化（防災意識の高揚）を図ります。	くらし安全課
105	防災意識の高揚	出前講座（まなびっチャーズと塾）や、いきいきふれあいまつり等を通じて、防災に対する意識の高揚や啓発に努めます。	くらし安全課
106	防災訓練の充実	障がい者協議会と連携を図り、災害時要支援者が防災訓練へ参加しやすい環境づくりを推進します。	くらし安全課
107 ◎	避難行動要支援者登録制度の推進	避難行動要支援者登録制度を活用し、関係機関・団体、防災組織、民生委員・児童委員等と情報共有し、地域における防災支援体制の強化を図ります。	くらし安全課 福祉課 高齢介護課



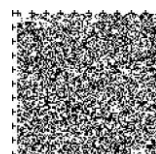
施策 ①安心・見守り体制づくり（続き）

No.	事業名	事業内容	担当課
108	避難所運営体制の整備	関係各課と連携し、引き続き要支援者などに対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、避難所運営体制の整備に努めます。	くらし安全課 福祉課 高齢介護課
109	地域支援体制の充実	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、要援護世帯等に関する情報共有と連携の強化を図ります。	高齢介護課
110	杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークの充実	要援護者（高齢者や障がい者など）への見守りや声かけを実施し、安心して自立した生活を送れる環境をつくります。	福祉課 高齢介護課
111	介護マークの普及促進	認知症等的高齢者、または障がい者を介護している方に対し「介護マーク」を交付します。周囲の人に介護中であることを表示し、理解を深めていただくとともに、介護環境の向上を図ります。	高齢介護課
28	消費生活相談の充実（再掲）	高齢者や障がい者の世帯を狙った悪質な訪問販売など、様々な消費に関わるトラブルの解決のため、消費生活相談員による相談を実施します。 また、消費生活セミナー・消費生活講座を開催します。	商工観光課



第 3 部

第 5 期杉戸町障がい福祉計画・
第 1 期杉戸町障がい児福祉計画



第1章 成果目標(数値目標)の設定

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の策定に当たり、国の基本指針では、主に平成32年度を目標年度として、「成果目標(数値目標)」を設定することになっています。

本町においても、次のとおり成果目標を設定し、施策を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活に移行する。
- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

【埼玉県の考え方】

- ・「地域移行者数」は国と同様9%以上とするが、「障害者施設入所者の削減数」の目標については、県内の入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な人が多数入所待ちしている状況であるため、設定しない。

【町の考え方と目標】

①施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

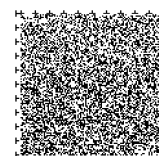
○第4期計画の実績等を踏まえ、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する人数を1人(1.9%)以上とします。

□成果目標の設定

平成28年度末の施設入所者数	【目標値】平成32年度末までの地域生活移行者数の見込
52人	1人(1.9%)

②施設入所者数の削減に関する目標

○本町では入所待機者がいる実情を踏まえ、施設入所者の削減数の目標については設定しないこととします。



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。複数市町村による共同設置でも差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携し、平成32年度末までの設置を目標とします。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備することを基本とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

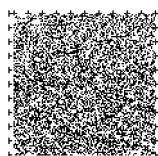
- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携し、平成32年度末までの整備を目標とします。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にする。
- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度実績から2割以上増加する。
- ・就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とする。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を8割以上とする。

【埼玉県の考え方】… 国と同様



【町の考え方と目標】

（１）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

○平成 32 年度までに町内就労支援事業所（移行、継続 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 6 人以上とします。

□一般就労移行者数の目標

【実績】平成 28 年度	【目標値】平成 32 年度
4 人	6 人

（２）就労移行支援の利用者数に関する目標

○平成 32 年度末の就労移行支援事業所の利用者数を 21 人以上とします。

□就労移行支援事業の利用者数の目標

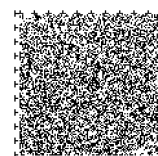
【実績】平成 28 年度末	【目標値】平成 32 年度
17 人	21 人

（３）就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

○現在、町内に就労移行支援事業を提供する事業所はありません。このため、今後も事業者に対して必要な情報提供を図り、新たな事業者の参入を促進します。また、現在周辺自治体にある就労移行支援事業所を利用している方の就労移行率が高まるよう支援に努めます。

（４）就労定着支援による職場定着率に関する目標

○就労定着支援事業所の利用者について、各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を、8 割以上とすることを基本とします。



5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。圏域での設置であっても差し支えない。

【埼玉県の考え方】… 国と同様

【町の考え方と目標】

(1) 児童発達支援センターの整備

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成32年度末までに設置を目標とします。

(2) 保育所等訪問支援の利用促進

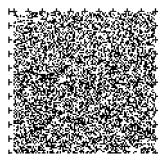
○すでに圏域内で保育所等訪問支援を実施する事業所が設置されているため、より一層の利用促進を図ります。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成32年度末までに設置を目標とします。

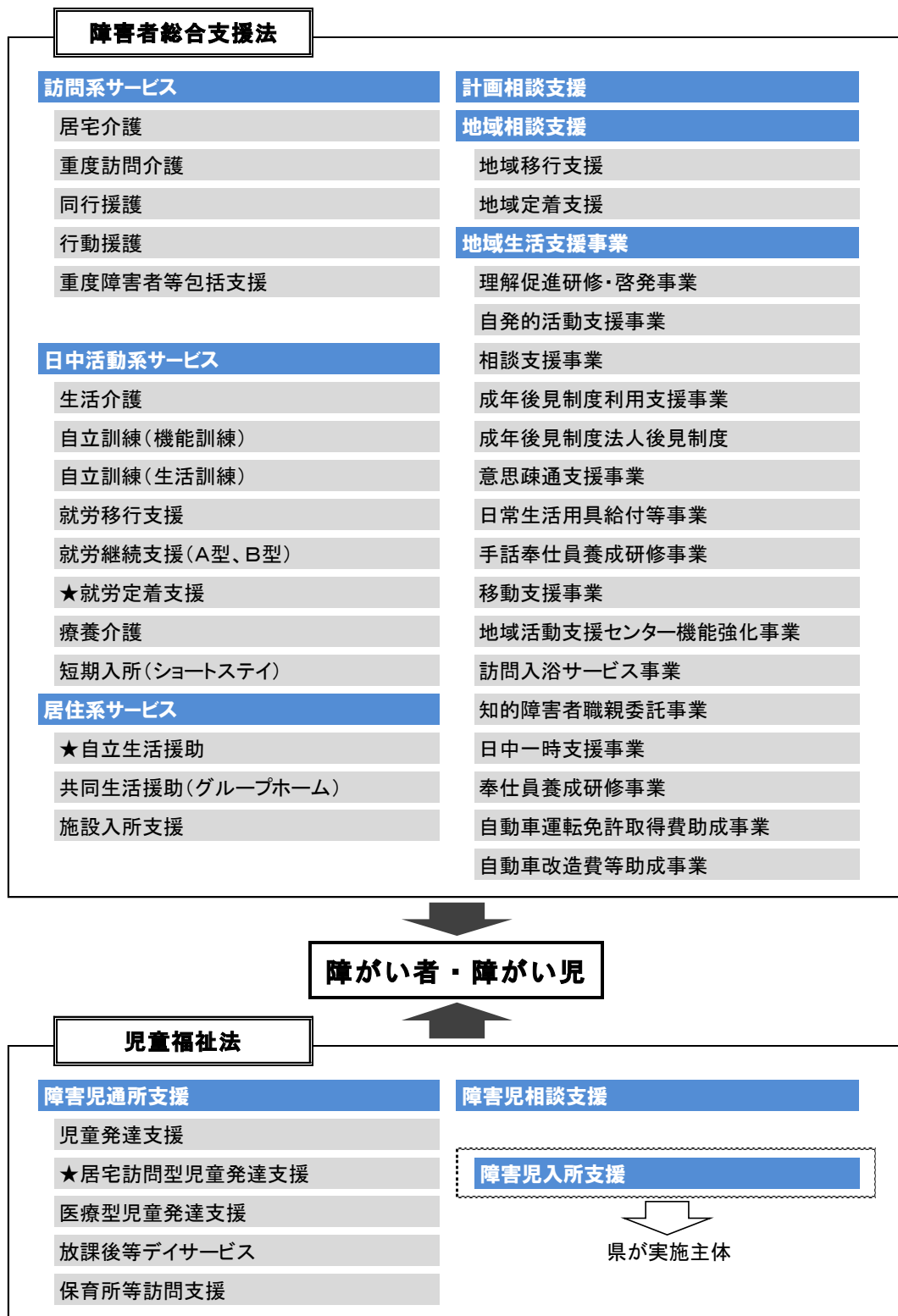
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

○埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において、平成30年度末までに設置を検討します。

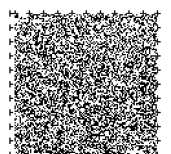


第2章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保の方策

◎障害福祉サービス等の体系



★は平成30年4月から新たに開始されるサービス



1 訪問系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする人に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難を有する人等が行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

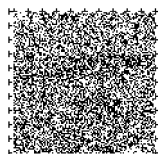
②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護	人/月	24	24	24	25	26	27
	時間/月	264	238	237	258	268	278
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	4	4	4	5	5	5
	時間/月	38	39	50	53	53	53
行動援護	人/月	8	9	9	10	10	11
	時間/月	249	254	275	289	289	318
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	39	44	37	40	41	43
	時間/月	552	575	562	600	610	649

※平成29年度は3月～8月の6か月の平均値

③現状と見込量の考え方

- ・ 平成29年度現在、町内には、居宅介護の提供事業所が3か所、重度訪問介護が3か所、行動援護が1か所、同行援護が1か所あります。
- ・ 利用実績について、全体では横ばいの状況ですが、同行援護と行動援護は微増傾向となっています。
- ・ 第4期計画の実績を基に、平成30～32年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスの質の向上のため、技術や知識の習得に対する指導・助言などを行います。
- ・ 利用者が必要なサービスを受けられるよう、相談などを通して状況を把握し、適切な支援に努めます。

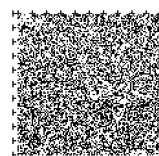
2 日中活動系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援 ※平成30年度から新設	障がい者本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	人/月	94	94	95	96	97	98
	人日/月	1,829	1,819	1,886	1,920	1,940	1,960
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	6	7	8	9	10
	人日/月	68	86	71	111	124	138
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	11	10	11	11	11



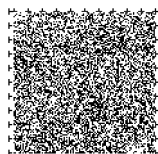
②第4期計画の実績と第5期計画の見込量（続き）

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労移行支援	人/月	8	10	12	13	14	15
	人日/月	137	175	227	231	249	267
就労継続支援 (A型)	人/月	6	12	11	12	13	14
	人日/月	107	196	197	209	226	244
就労継続支援 (B型)	人/月	42	47	51	54	57	60
	人日/月	755	838	953	983	1,037	1,092
就労定着支援	人/月	※平成30年度から新設			4	5	6
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	7
	人日/月	188	182	184	185	185	216
短期入所 (ショートステイ)	人/月	11	11	11	12	13	14
	人日/月	35	53	39	60	65	70

※平成29年度は3月～8月の6か月の平均値

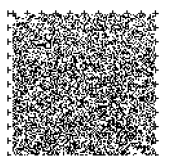
③現状と見込量の考え方

- ・平成29年度現在、町内には、生活介護の提供事業所が4か所、就労継続支援（B型）が2か所、ショートステイが1か所あります。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、療養介護の提供事業者は町内にはなく、町外の事業所を利用しています。
- ・日中活動系サービスの利用実績について、特に就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）といった就労系のサービスが増加傾向となっているほか、生活介護についても微増傾向となっています。
- ・本町では、障がい者就労支援センターを設置し、就労のサポートをしています。
- ・埼葛北地区地域自立支援協議会の就労支援部会では、就労支援に関する情報交換や問題・課題の検討、就労に向けた地域における仕組みづくりなどを実施しています。
- ・第4期計画の実績を基に、平成30～32年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がい者の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設・商工会などが持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があることから、埼玉北部地区地域自立支援協議会を中心としたネットワークの充実に努めます。
- ・ 町内の施設は限られていることから、関係機関や団体、周辺市町と連携を図りつつ、新たなサービスも含めたサービス提供体制の確保に向け、事業者の実施意向等の情報収集・利用調整を図ります。
- ・ サービス利用者に対して、障がい者就労支援センターの周知を図るとともに、センターへの利用登録の促進に努めます。また、調整会議を開き、関係機関との連携の強化に努めます。



3 居住系サービス

①サービスの種類と内容

名称	内容
自立生活援助 ※平成 30 年度から新設	障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 (平日の日中は日中活動の事業を利用)
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(平日の日中は日中活動の事業を利用)

②第 4 期計画の実績と第 5 期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立生活援助	人/月	※平成 30 年度から新設			3	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	19	22	28	29	30	31
施設入所支援	人/月	51	52	52	52	52	52

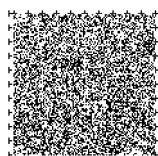
※平成 29 年度は 3 月～8 月の 6 か月の平均値

③現状と見込量の考え方

- ・ 平成 29 年度現在、町内には、グループホームが 4 か所、入所施設が 1 か所あります。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の利用実績は増加傾向です。施設入所支援は横ばいの状況です。
- ・ 第 4 期計画の実績を基に、平成 30～32 年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域での生活を希望している方にグループホーム等を体験利用してもらい、円滑な地域移行が可能となるような方策の検討を進めます。
- ・ 障がいの程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援に努めます。
- ・ グループホームのサービスの質の向上を図るため、各種セミナーや職員研修などの情報提供を行います。
- ・ 入所を必要とする人に対して、入所施設に関する情報提供を行います。
- ・ 新たなサービスについて、事業者へ情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。



4 相談支援

①サービスの種類と内容

名称	内容
計画相談支援	指定障害福祉サービスまたは地域相談支援（「地域移行支援」、「地域定着支援」）を利用するすべての人に、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や保護施設、矯正施設等に入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人について、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の支援が必要となった際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	人/年	301	321	366	406	446	486
地域移行支援	人/年	1	2	0	2	2	3
地域定着支援	人/年	0	2	3	5	5	5

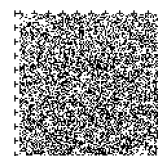
※平成29年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 計画相談支援の利用実績は年々増加しています。
- ・ 平成29年度現在、町内には、計画相談支援の事業所が1か所あります。
- ・ 第4期計画の実績を基に、平成30～32年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ 埼玉北部地区地域自立支援協議会において、相談支援事業に関する相談支援事業所間の連携・調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 町内の事業者に対して指定特定相談事業所開設の説明を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 障害福祉サービス、または地域相談支援を利用するすべての障がいのある人に対して、計画的な支援プランの作成ができる環境を整備するため、広く情報提供に努めます。



5 障害児通所支援等

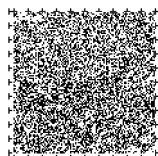
①サービスの種類と内容

名称	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援 ※平成 30 年度から新設	重度の障がい児について、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子どもについて、「児童発達支援」（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会交流の促進等を行うとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての児童に「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置 ※平成 30 年度から新設	医療的ケアが必要な障がい児に対する支援を、総合調整するコーディネーターを配置します。

②第 4 期計画の実績と第 5 期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	人/月	13	12	13	14	15	16
	利用日数	123	134	163	175	188	200
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	※平成 30 年度から新設			0	0	1
	利用日数				0	0	11
医療型 児童発達支援	人/月	1	0	1	1	1	1
	利用日数	1	0	7	7	7	7
放課後等 デイサービス	人/月	27	32	34	37	40	43
	利用日数	333	377	408	444	480	516
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	2	3
	利用日数	1	1	1	1	2	3
障害児相談支援	人/年	50	65	72	87	102	117
医療的ケア児コーディネーターの配置	配置人数	※平成 30 年度から新設			0	0	1

※平成 29 年度は見込

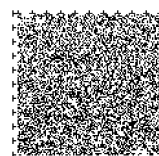


③現状と見込量の考え方

- ・ 障害児相談支援をはじめ、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用実績は増加傾向にあります。
- ・ 平成 29 年度現在、町内には、児童発達支援の施設は 1 か所、放課後等デイサービスの施設は 3 か所あります。
- ・ 第 4 期計画の実績を基に、平成 30～32 年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- ・ アンケート調査の結果から、児童発達支援と放課後等デイサービスは、今後も利用ニーズの増加が予想されるため、新たに位置づけられたサービスの提供も含め、事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入の促進に努めます。
- ・ 障害児相談支援については、埼玉北部地区地域自立支援協議会において、相談支援事業所間における連携調整を図ります。今後もネットワーク化を推進するとともに、相談支援事業所の中立・公平性の確保に努めます。
- ・ 圏域内の事業者には障害児相談支援事業所開設の説明を行い、多様な事業者の参入を推進します。
- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、国・埼玉県の動向を踏まえつつ、埼玉北部地区地域自立支援協議会の構成市町と連携し、計画期間内の設置を検討します。



6 地域生活支援事業

(1) 理解促進や自発的活動支援

①事業の種類と内容

名称	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業	件/年	1	3	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件/年	4	3	3	3	3	3

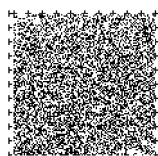
※平成29年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 理解促進研修・啓発事業においては、障害者週間の期間中に障がい者週間記念事業を実施しました。
- ・ 埼葛北地区合同で障害者差別解消法に関する講演会を開催しました。
- ・ 自発的活動支援事業においては、各障がい者団体への助成を実施しました。

④見込量確保のための方策

- ・ 障がい者週間記念事業の充実を図り、障がい者に対する地域の理解を深めるとともに、社会と関わる機会の創出に努めます。
- ・ 自発的活動支援事業により、各障がい者団体の活動の補助に努めます。
- ・ ヒアリング調査の結果によると、各障がい者団体の会員の高齢化や会員の減少が大きな問題となっています。そのため、障がい者団体について周知が図られるよう、様々な機会をとらえてPRなどを行います。



(2) 相談支援

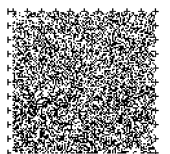
①事業の種類と内容

名称	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。
基幹相談支援センター	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障がい者に、障害福祉サービスの利用契約などが適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費と後見人等の報酬の全部または一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	5	5	5	3	3	3
基幹相談支援センター	箇所	0	0	0	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	5	5	5	3	3	3
住宅入居等支援事業	箇所	5	5	5	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	件数	0	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込



③現状と見込量の考え方

- ・ 相談支援事業は、平成 18 年 10 月に埼玉北障害者生活支援センターを設置し、4市2町で共同実施しています。平成 30 年度からは3市2町となり、3事業所に委託し、3障がい（身体・知的・精神）に対応した委託相談支援を行っていきます。
- ・ サービス等利用計画などの質の向上を図るための体制や相談支援事業所、医療機関、事業所などによる地域移行のネットワークの構築に努めます。
- ・ 障害者虐待防止法の成立をふまえ、障がい者虐待防止等のためのネットワークの強化に努めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、埼玉県発達障害者支援センター及び埼玉県高次脳機能障害者支援センターにおいて相談支援等の各種事業を実施しています。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域自立支援協議会の各部会において、テーマに応じた関連機関との連携・情報交換等を行うとともに、地域課題に対する支援方策などの検討を進めます。
- ・ 発達障がい及び高次脳機能障がいについては、町においても、対象者及びその家族の窓口相談に応じるとともに、相談支援事業所との連携を図ります。
- ・ 障がい者の権利擁護を図るため、日常生活自立支援事業並びに成年後見制度利用支援事業の周知に努めます。また、市民後見制度の普及促進に努めます。
- ・ 総合相談・専門相談や権利擁護・虐待防止等、相談支援の拠点整備が求められていることから、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の確立を進めます。
- ・ 地域自立支援協議会においては、次の6つの事項の協議を行うとともに、広域における相談支援の充実・強化を図ります。

- | |
|---|
| 1 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関する
こと |
| 2 困難事例への対応のあり方に関すること |
| 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること |
| 4 地域の社会資源の開発及び改善に関すること |
| 5 市町村相談支援機能強化事業に関すること |
| 6 その他協議会の関係市町が必要と認める事項に関すること |

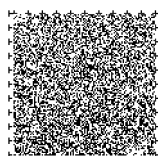
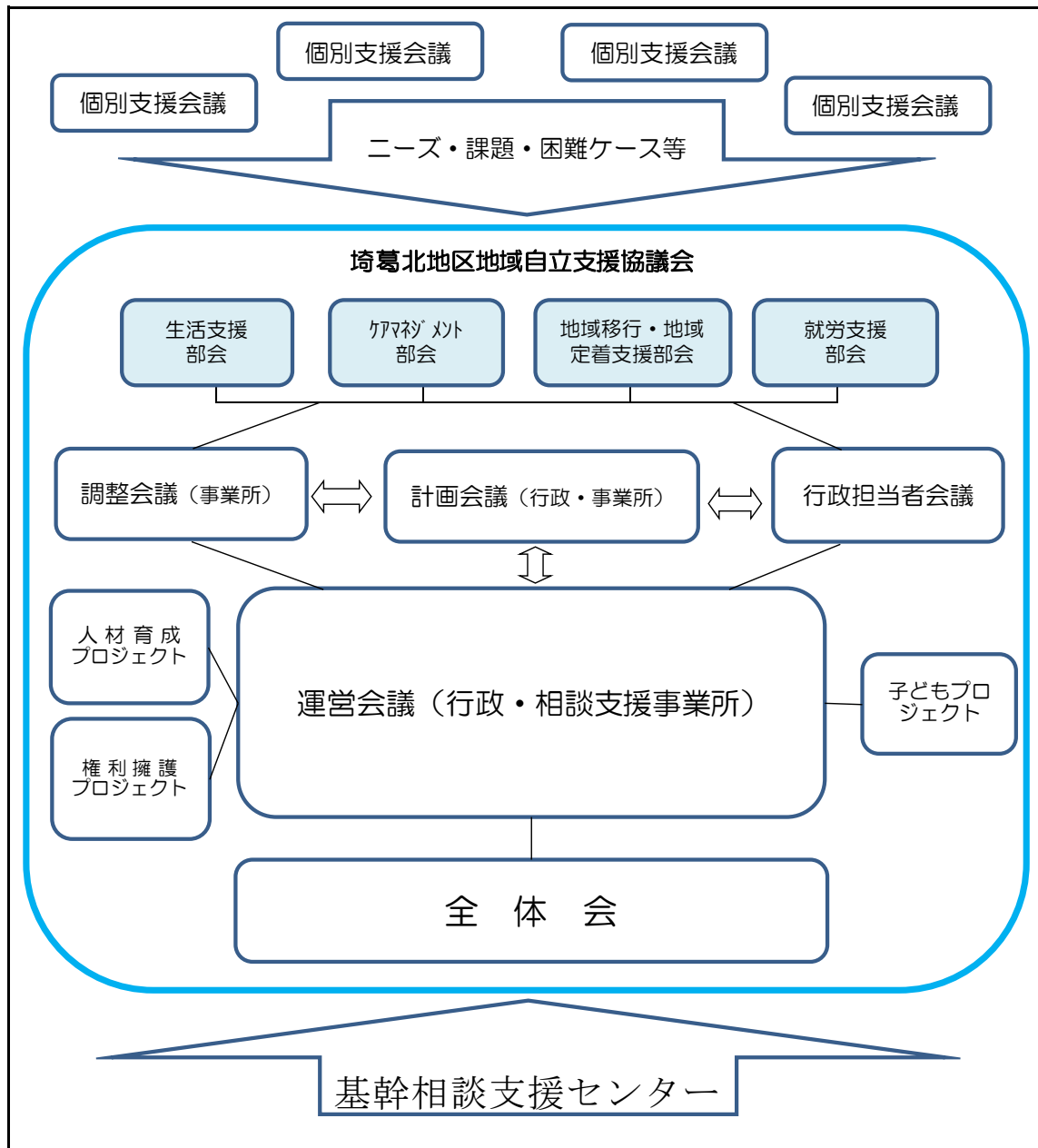
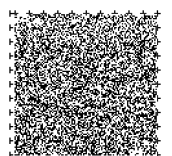


図 埼葛北地区地域自立支援協議会組織図



埼葛北地区地域自立支援協議会は、3市2町（幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）で設置しています。協議会では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす場として、定期的に協議を行います。

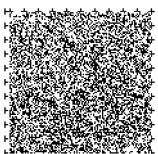
また、各種部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策の検討も行います。



(3) 生活支援

①事業の種類と内容

名称	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいにより日常生活を営むのに支障がある人（子ども）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成を推進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供します。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立・更生を図るため、更生援護に熱意を有する事業経営者（職親）に預け、生活指導、技能習得訓練を行います。
緊急通報装置設置事業	ひとり暮らしの重度の身体障がいのある人等に対し、急病や災害などの時に、受信センター等に簡単な操作によって通報できる機器を給付または貸与します。
日中一時支援事業	保護者や家族等介護者の就労支援と一時的な休息のため、障がいのある人等が日中活動の場を利用することができます。
要約筆記奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいがある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、要約筆記者の養成を推進します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人が自動車運転免許を取得するとき、教習費用の一部補助を受けられます。
自動車改造等助成事業	身体障がいのある人が自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する費用の助成が受けられます。



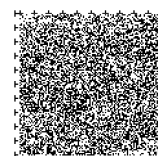
②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
意思疎通支援事業	人/年	5	5	5	5	5	5
手話通訳者派遣事業	人/年	3	3	3	3	3	3
要約筆記者派遣事業	人/年	2	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	件/年	707	737	839	916	987	1,057
介護・訓練支援用具	件/年	4	2	4	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	10	1	4	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	3	6	6	7	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	5	4	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	687	721	820	890	960	1,030
居宅生活動作補助用具	件/年	0	2	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	12	10	10	10	10
移動支援事業	人/年	8	9	11	12	13	14
	時間/年	625	1,014	1,122	1,171	1,269	1,366
訪問入浴サービス事業	人/年	5	5	5	5	5	5
知的障害者職親委託事業	箇所/年	1	0	0	0	0	1
緊急通報装置設置事業	人/年	6	5	6	7	8	9
日中一時支援事業	人/年	10	9	12	13	14	15
要約筆記奉仕員養成研修事業	人/年	10	4	10	10	10	10
自動車運転免許取得費助成事業	人/年	1	0	1	1	1	1
自動車改造等助成事業	人/年	0	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込

③現状と見込量の考え方

- 日常生活用具給付等事業（排泄管理支援用具）や移動支援事業の利用実績は増加傾向です。
- 第4期計画の実績を基に、平成30～32年度の見込量を設定します。



④見込量確保のための方策

- ・ 障がいのある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による実施に努めます。
- ・ 日常生活用具の情報収集や障がいのある人のニーズを把握し、事業の充実に努めます。
- ・ 奉仕員養成研修事業については、講習会修了者に対して次回の講習会の案内やサークル活動の紹介などを行い、継続的な人材育成に努めます。
- ・ 移動支援事業を活用し、外出・余暇活動等の社会参加の機会の確保に努めます。

（４）活動と交流機会の確保

①事業の種類と内容

名称	内容
地域活動支援センター等	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場として利用することができます。

②第４期計画の実績と第５期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援センター等	箇所	2	2	2	1	1	1
	人	47	46	48	48	48	48

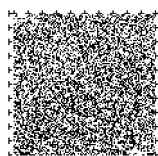
※平成 29 年度は見込

③現状と見込量の考え方

- ・ 利用実績は横ばいの状況です。
- ・ 平成 29 年度現在、4市2町の広域実施による地域活動支援センターが2か所あります。平成 30 年度からは、3市2町の広域実施になることに伴い、地域活動支援センターが1か所となります。

④見込量確保のための方策

- ・ 地域活動支援センターが、地域の創作的活動又は生産活動の機会を提供する場となるよう、情報提供に努めます。また、継続的な事業運営や事業の充実に努めるため、今後も各種支援に努めます。



(5) その他事業

①事業の種類と内容

名称	内容
福祉タクシー利用料金助成事業	タクシーの利用料金の一部を助成します。
自動車等燃料費助成事業	自動車等の燃料費の一部を助成します。

②第4期計画の実績と第5期計画の見込量

名称	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉タクシー利用料金 助成事業	人/年	413	406	420	425	430	435
自動車等燃料費助成事業	人/年	724	716	715	720	725	730

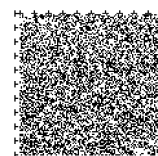
※平成29年度は見込

③現状と見込量の考え方

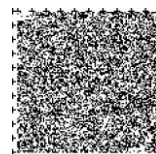
- 福祉タクシー利用料金助成事業と自動車等燃料費助成事業の利用は、いずれも高い実績となっています。
- 第4期計画の実績を基に、平成30～32年度の見込量を設定します。

④見込量確保のための方策

- アンケート調査では、今後も高い利用ニーズが予想されることから、障がいのある人の社会参加を支える事業として、継続的な実施に努めます。



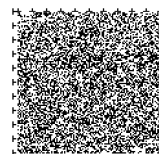
資料編



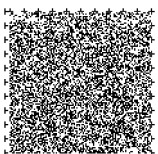
資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 4 月 20 日	杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程の制定
6 月 30 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会の開催 障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定のスケジュールについて 計画策定のアンケート調査について
6 月 30 日	第 1 回杉戸町障がい者計画推進懇話会の開催 障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定のスケジュールについて 計画策定のアンケート調査について
7 月 30 日～ 8 月 18 日	基礎調査（障がい福祉などに関する調査）実施 配布数 2,011 件、回収数 1,059 件、回収率 52.7%
10 月 11 日	第 2 回杉戸町障がい者計画推進懇話会の開催 障がい福祉に関するアンケート調査報告書（案）について 障がい者福祉計画・障がい福祉計画について 計画策定のためのヒアリングシートについて
10 月 16 日～ 10 月 31 日	関係団体に対するヒアリングシートによる調査 障がい者関係団体 15 団体 事業所 12 団体 回収数 24 団体 回収率 88.9%
11 月 8 日	第 1 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会 作業部会の開催 障がい者福祉計画の検討について 障がい福祉に関するアンケート調査報告書（案）について
11 月 27 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会 作業部会の開催 障がい者福祉計画の検討について
12 月 13 日	第 3 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会 作業部会の開催 障がい者福祉計画の検討について
平成 30 年 1 月 26 日	第 2 回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会 の開催 障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
1 月 30 日	第 3 回杉戸町障がい者計画推進懇話会の開催 障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
1 月 30 日～ 2 月 28 日	パブリックコメントの実施 意見数（提出者数 1 人、意見 9 件）



年 月 日	内 容
3 月 7 日	第3回杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会の開催 パブリックコメントの結果報告 計画素案の承認
3 月 8 日	第4回杉戸町障がい者計画推進懇話会の開催 パブリックコメントの結果報告 計画素案の承認
3 月 13 日	障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の決定



2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく杉戸町障がい者福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく第4期杉戸町障がい福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関する助言をすること並びに進捗状況を点検し、問題点を把握するとともに、計画を推進するための対策を検討することを目的として、杉戸町障がい者計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 計画の推進のための提案に関すること。
- (4) 計画の評価、見直しに関すること。
- (5) その他計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員13名以下で組織する。

2 懇話会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般住民

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

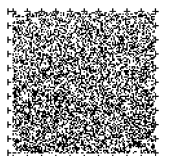
(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、懇話会の議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。



(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

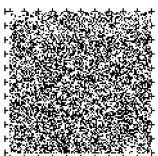
第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用し、第4条第1項の任期の満了をもってその効力を失う。

附 則（平成26年3月19日告示第32号）

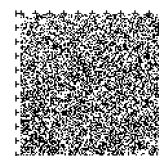
この告示は、平成26年4月1日から施行する。



3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員

No.	氏名	所属	備考
1	仁部 前明	杉戸町障がい者協議会	杉戸町障がい者協議会 会長
2	居附 正敏	杉戸町障がい者協議会	杉戸町聴覚障害者協会 副会長
3	篠原 テル子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町手をつなぐ育成会 会長
4	青木 一子	杉戸町障がい者協議会	杉戸町身体障害者友の会 代表
5	中島 泉	杉戸町障がい者協議会	アイこぼと 代表
6	柴田 周子	杉戸町福祉ボランティア連絡会	音訳ボランティア「あいうえお」会長
7	猪股 ふじ江	あおイトマトの会	あおイトマトの会 会長
8	岩上 洋一	埼玉葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ	埼玉葛北障がい者生活支援センター ふれんだむ 管理者
9	小河原 正隆	障害者支援施設庄内	障害者支援施設庄内 施設長
10	間宮 佐	杉戸町社会福祉協議会	杉戸町社会福祉協議会 事務局長
11	輪島 実知子	杉戸町民生委員児童委員協議会	杉戸町民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会長
12	石山 町子	一般	

順不同・敬称略



4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町障がい者福祉計画及び障がい福祉計画（以下「福祉計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の立案及び素案の策定に関すること。
- (2) 作業部会の調整に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に福祉課長を、副委員長に子育て支援課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項に関して実務的な調査・研究を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署の主幹の職にある者及び委員長が認めた者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

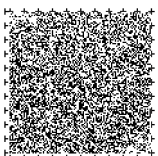
第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

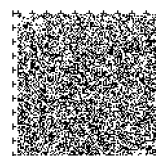
附 則（平成29年6月20日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。



5 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会委員

部 署 名	職 名
秘書広報課	課長
政策財政課	課長
財産管理課	課長
総務課	課長
人権・男女共同参画推進室	室長
住民参加推進課	課長
子育て支援課	課長
高齢介護課	課長
健康支援課	課長
都市施設整備課	課長
建築課	課長
農業振興課	課長
商工観光課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
杉戸町社会福祉協議会	事務局長
福祉課	課長





杉戸町マスコットキャラクター
すぎぴょん

第5次杉戸町障がい者福祉計画
第5期杉戸町障がい福祉計画
第1期杉戸町障がい児福祉計画

平成30年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話：0480-33-1111（内線 264）

FAX：0480-33-4561

町ホームページ：http://www.town.sugito.lg.jp

